

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	129 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	110 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	91 件
国民年金関係	36 件
厚生年金関係	55 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの期間及び52年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から同年12月まで
② 昭和52年4月から同年9月まで

私は、昭和46年5月に勤務先を退職後、国民年金の加入手続を行った。申立期間①当時の国民年金保険料は、区役所出張所で納付していた。また、申立期間②については、転居先に保険料の未納の通知が届いた後に、納付書で保険料を納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付している。
- 2 申立期間①については、3か月と短期間であり、前後の保険料は現年度納付していることが確認できる上、申立人は、保険料の納付場所について具体的に説明しているとともに、当該期間及び前後の期間の申立人の生活状況等に特段の変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 3 申立期間②については、当該期間直後の昭和52年10月から53年3月までの保険料について、オンライン記録によると、申請免除と記録されているが、申立人が所持する領収証書によると、同期間の保険料を52年10月27日及び53年1月31日に現年度納付していることが確認でき、申立人の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。また、申立人は、転居先に届いた53年1月25日現在の当該期間が未納である旨の未納通知を所持しているとともに、申立人の国民年金被保険者名簿によると、転居先の市において、53年2月27日に年金手帳が再発行されていることが確認でき、その時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能

な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年3月まで

私は、会社を退職後、近所に住む国民年金の集金人をしていた叔母から勧められ、国民年金の加入手続きを行い、両親と共に、叔母に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年7月ごろに払い出されているとともに、申立人が所持する領収証書によると、申立人は、申立期間直後の国民年金保険料を44年10月9日に過年度納付していることが確認でき、その時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、保険料を一緒に納付していたとする申立人の両親は、国民年金制度発足の36年4月からの保険料を完納していることが確認できる上、申立人は、申立期間以降、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月及び同年2月
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、申立期間①については、昭和60年2月ごろに転居した後、60年1月から同年3月までの3か月分の国民年金保険料を、納付書により、まとめて1回で納付した。また、申立期間②についても、きちんと納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については2か月と短期間であり、また、申立人のオンライン記録によると、現年度分の国民年金保険料について納付する意思を示した転出予定者に対し、転出前に納付書を交付したことを示す記録が確認できるとともに、この納付書によって納付されたと推認される当該期間直後の保険料は納付済みであることなどを踏まえると、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、昭和53年10月に国民年金に任意加入して以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、転居先の区において、国民年金の住所変更等の諸手続を行った記憶が曖昧である上、申立人は、保険料の納付場所、納付金額等についての記憶はないと供述しており、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和63年1月

私は、申立期間①については、20歳の誕生日の翌日に自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付した。申立期間②については、夫婦二人分の保険料を口座振替で納付していたはずであり、1か月だけ未納にすることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和44年4月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は1か月と短期間である上、納付日が確認できる59年1月から63年11月までの保険料は、当該期間を除き、すべて納期限内に納付していること、その後、平成2年度末までの間に一部納期限経過後の納付が認められるが、いずれも数か月以内に納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を過年度納付する際に用いる「納付書・領収証書」を所持しているが、当該「納付書・領収証書」には領収印が無く、集金人への納付以外の方法で保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年9月までの定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年9月まで

私の元妻は、私が厚生年金適用事業所を退職した後、私の国民年金の加入手続をし、自身の分と一緒に付加保険料を含め国民年金保険料を毎月月末に納付したはずである。申立期間の保険料が付加保険料を含め未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の定額保険料については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みであり、申立期間は12か月と短期間である上、一緒に保険料を納付したとする元妻は、申立期間の保険料が納付済みであること、また、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出日からみて申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付が可能であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間の付加保険料については、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、制度上、付加保険料は、申出をした日の属する月以降から納付することができるとされており、特殊台帳及び被保険者名簿では、申立人の付加保険料申出日は昭和55年10月2日と記載されているなど、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の定額保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年4月から46年12月までの期間、48年1月から同年3月までの期間、48年7月から同年9月までの期間、49年7月から50年6月までの期間及び58年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年12月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和48年7月から同年9月まで
④ 昭和49年7月から50年6月まで
⑤ 昭和58年4月から同年6月まで

私は、親から勧められて、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は主に郵便局で納付していた。また、納期限を過ぎた申立期間①と申立期間④の保険料をまとめて納付した記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和46年6月ごろに払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であったこと、申立人は加入当初に納付書により過去の未納保険料を納付したことを具体的に説明していること、申立人は当該期間途中の46年8月から転居しているが、住所変更手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②、③及び⑤については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間④については、当該期間は 12 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人は再転居先に過年度納付書が届き、郵便局で納付したことを具体的に説明しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

私の両親は、私が 20 歳になった昭和 39 年*月から 43 年 5 月に婚姻するまで私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を 60 歳になるまですべて納付しており、申立期間は 9 か月と比較的短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 12 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致している。さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親及び同居していた姉は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から同年12月まで

私は、夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和52年度から厚生年金保険に加入する前年度の平成元年度まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の保険料は付加保険料を含め現年度納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が付加保険料を含め納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私の父は、昭和43年2月に私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和43年2月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間当時、申立人が居住していた区の保険料の納付方法は集金人による印紙検認方式であり、申立人の保険料は国民年金に加入以降、申立期間の前月までの保険料を現年度で納付していたことを踏まえると、申立期間についても集金人による保険料の徴収が行われていたと推認できる。さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の保険料を納付していたとする父親の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで

私は、会社を退職後しばらくして国民年金の加入手続をした。その後、義兄の勤務していた会社の社内預金の解約金を原資として、国民年金保険料の未納分を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月以降の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間のうち昭和43年9月から49年12月までについては、申立人は、保険料の主な原資は義兄の勤務していた会社の社内預金であったとしており、義兄が当該会社を退社した54年11月は第3回特例納付が実施されていた時期であることから、預金の解約金で特例納付したと推認できる。さらに、申立人が納付したとする保険料額約30万円は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格喪失した43年9月以後の未納期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和36年4月から43年8月までについては、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付ですべて納付した場合の金額と相違する上、申立人は、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認識していることから、当該期間の保険料を納付したとは考え難いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 43 年 9 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

私の妻は、国民年金に加入以降、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月以降、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月時点で、申立期間は現年度納付及び過年度納付で保険料を納付することが可能な期間である。さらに、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替及びそれに合わせて自身の国民年金の被保険者資格の切替えも適切に行い保険料を納付している上、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっていることから、妻が申立人の保険料も一緒に納付していたと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5777

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月及び同年11月

私は、入社した会社から厚生年金適用事業所申請中のため、国民年金に加入するよう指示を受け、市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料の納付記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していた会社から厚生年金保険の適用事業所になるまでの間は国民年金に加入しておくように指示され、国民年金の加入手続を行ったと説明しているなど加入の動機が具体的である上、加入手続及び保険料の納付をした場所を明確に記憶している。

また、申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間の妻の保険料も一緒に納付したとしており、妻は第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行い、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から44年3月までの期間及び44年7月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から44年3月まで
② 昭和44年7月から47年3月まで

私は、会社を退職後、区役所からの通知及び友人の勧めもあり、昭和42年ごろ近くの区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、結婚する前年までの国民年金保険料を友人と一緒に、その出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち昭和44年7月から46年9月までの期間については、申立人が42年8月ごろに友人の勧めで国民年金に加入し、加入当時に4か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張するとおり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された42年8月時点で、申立人が過年度納付をすることが可能な期間は41年12月から42年3月までの4か月であり、納付したとする保険料額も当時の金額とおおむね一致するなど、加入当初の状況を具体的に記憶している。また、申立人が、保険料を納付していたとする区役所の出張所は、申立期間当時、申立人が説明する場所に存在していたことが確認できる。さらに、申立人に国民年金への加入を勧め、保険料と一緒に納付しに行っていたとする友人の当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち昭和46年10月から47年3月までについては、申立人は、婚姻直前の当該期間の保険料を納付していなかったかもしれないと供述するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から44年3月までの期間及び44年7月から46年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から49年3月まで

私は、昭和41年に勤め始めたテーラー店の社長夫人から「国民年金保険料を納めているので、仕事を頑張るように」と言われたことを憶えている。社長夫人が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が47年6月ごろに払い出されていることから、この時期に国民年金の加入手続が行われ、当該期間当初の47年4月以降の現年度保険料の納付書が発行され、保険料を現年度納付することが可能であったと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和41年3月から47年3月までの期間については、申立人が勤務していた店舗の社長夫人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする社長夫人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の手帳記号番号が払い出された47年6月ごろの時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は社長夫人から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶がないことなど、社長夫人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年3月まで

私は、国民年金に加入後、未納なく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間については、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された38年6月時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和36年7月から38年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶はないと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年度のうちの1か月及び昭和44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年度のうちの1か月
② 昭和44年4月から45年3月まで

私は、市役所職員に勧められて国民年金に加入してからは、未納なく市役所で国民年金保険料を納付してきた。当時の保険料額は100円から200円くらいであった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月及び12か月といずれも短期間である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年3月時点では当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、当該期間を除いた昭和37年度の10か月分の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、当該期間の保険料だけが未納となっていることは不自然である。

申立期間②については、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の夫は、国民年金に加入するように役所から勧奨があったため、夫婦二人同時に加入し、二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和 36 年 3 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、自身の申立期間を含むすべての保険料を納付済みであることなど申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月及び同年3月

私は、昭和55年8月に会社を退職した後しばらく無職だったが、56年2月に厚生年金保険未適用の小さな会社に就職が決まった際に国民年金の再加入手続をし、その後漏れなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人の居住する市で保管している国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和56年度及び57年度の保険料を現年度納付していることが確認でき、当該納付時点において申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月及び平成 3 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月
② 平成 3 年 11 月

私たち夫婦は、二人分の国民年金保険料を毎月銀行口座からの引き落としで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 11 月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はいずれも 1 か月と短期間である。また、申立期間当時一緒に納付していたとする申立人の夫は、51 年 1 月以降 60 歳到達時までの保険料をすべて納付している上、オンライン記録により、58 年 4 月から平成 13 年 11 月までの保険料をおおむね夫婦同一月に納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立人の所持する昭和 59 年及び平成 3 年分の給与所得者の保険料控除申告書の控えに記載された国民年金保険料額は、昭和 59 年分については夫婦二人分の保険料額と一致し、平成 3 年分については当該二人分の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 11 日まで
平成 9 年 8 月に、厚生年金保険被保険者証を無くしたため社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明を受け、受給しないことを決めたことを覚えている上、退職後 2 年 3 か月もたってから脱退手当金の請求手続を行い受給していれば忘れるはずはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 3 か月後の昭和 39 年 9 月 16 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 11 日から 37 年 3 月 9 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 11 日まで

ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことはなく、請求手続きを行ったことや受給した記憶は無い。

また、申立期間の間の厚生年金保険被保険者期間については未請求となっているが、当該事業所の社長は、申立期間②の社長と同じであることから、申立期間②のみ脱退手当金を受給するとは考えられないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間の一部は、申立期間②と同系列事業所であり、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている2回の被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 20 日から同年 10 月 10 日まで
② 昭和 40 年 11 月 21 日から 41 年 8 月 21 日まで
③ 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで

58 歳ごろに、社会保険事務所から通知が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給したとする時期は、子供が幼く脱退手当金の請求手続を行うことはできない上、請求手続を行ったとしても、申立期間の間にある厚生年金保険被保険者期間が未請求になることはない。

また、年金の加入を続けるために国民年金保険料も納付しており、脱退手当金を受給した覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 23 か月であるとともに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 10 月の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性 4 名に脱退手当金の支給記録が無いことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

東京厚生年金 事案 4417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
平成 20 年 2 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、退職後、社会保険事務所で脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 43 年 8 月 7 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 42 年 4 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（14万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所に標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年12月の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（14万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月28日の標準賞与額（14万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（13万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

平成16年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所に標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年12月の賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月28日の標準賞与額（13万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA学校における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A学校に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間においても同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び当時の写真から、申立人は、A学校に平成6年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A学校の経理担当者は厚生年金保険料を当月控除していたと供述しているところ、同学校に平成6年3月31日まで勤務していた同僚が保管している同年3月分の給料支給明細書により、当該同僚の同年3月に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年2月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成6年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA学校における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A学校に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間においても同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人から提出された退職所得の源泉徴収票・特別徴収票から、申立人は、A学校に平成6年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A学校の経理担当者は厚生年金保険料を当月控除していたと供述しているところ、申立人が保有している平成6年3月分の給料支給明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支給明細書により確認できる支給合計から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成6年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は、21年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の複数の同僚は、期間は明確でないが、申立人が同社で勤務していた旨供述している。

また、申立人から提出されたC登録簿謄本の略歴欄には、申立人が昭和12年10月にA社に入社した旨記載されている。

さらに、申立人は、「妻とは社内結婚をして、二人一緒に会社を辞めた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録では、申立人の妻は、昭和19年6月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年2月1日に資格喪失していることが確認できる。

これらのことから、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

加えて、申立期間に申立人と同じ部署で勤務し、同じ業務に従事していた複数の同僚には、A社における厚生年金保険の加入記録がある。

一方、社会保険事務所のA社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同名簿にはページが順番どおりにふられているものの、昭和19年代に資格取得した者のページの後に17年代に資格取得した者のページが記載されているなど資格取得日順に並んでいない上、「A社20. 8. 30全喪」と記載されているページが複数あることから、同名簿は複数の名簿を寄せ集めたこと

がうかがわれ、申立期間当時における同名簿の管理状況が適切であったとは認め難く、保管されている同名簿が申立期間当時のすべての厚生年金保険被保険者の加入記録を網羅しているとは言い難い状況である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は、21年2月1日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における資格喪失日は、平成7年5月12日であると認められることから、当該期間に係る被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。なお、当該期間の標準報酬月額は、26万円とすることが必要である。

また、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記資格喪失日（平成7年5月12日）に係る記録を平成7年10月1日に訂正し、同年5月から同年9月までに係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日を平成7年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月1日から7年5月12日まで
② 平成7年5月12日から同年10月1日まで
③ 平成7年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、B社に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社には各申立期間も継続して勤務していたので、それぞれの申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間もA社に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険庁の記録では、申立人の被保険者資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月1日以降の7年5月12日に、6年10月の標準報酬月額の時決定が取り消され、同社の全喪日と同日の6年3月1日とさかのぼって記録されている。

また、申立人同様に、平成7年5月12日付けで、被保険者資格の喪失日がさかのぼって記録された者が複数名確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失日の処理を行う合理的理由は見当たらず、申立人のA社における資格喪失日は平成7年5月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

申立期間②については、賃金台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は上記訂正処理が行われた平成7年5月12日以降の同年9月30日までA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記資格喪失日（平成7年5月12日）に係る記録を平成7年10月1日に訂正することが必要である。

なお、A社は商業登記簿の記録から、申立期間②において、法人格を有していたことが確認できることから、適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、賃金台帳における保険料控除額の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間②においてA社は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、賃金台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は平成7年11月30日までB社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳において保険料控除額の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年2月1日から4年2月29日まで
社会保険事務所に厚生年金の加入状況について照会したところ、A社に一般従業員として勤務したすべての期間の標準報酬月額が、事実と相違していたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から4年1月まで50万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年2月29日以降の同年4月30日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額が3年2月から4年1月までの期間、50万円から15万円にさかのぼって訂正されていたことが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社に係る商業登記簿では役員として記録されておらず、一般従業員として勤務していたことから、社会保険の関係業務には従事しておらず、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成14年4月16日に資格を取得し、現在も被保険者として記録され、当該期間のうち、14年6月1日から17年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間のうち14年6月から16年12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を14年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を同年6月から15年3月までを24万円に、15年4月から同年10月までを28万円に、15年11月から16年12月までを26万円とし、また、標準賞与額は15年7月30日を30万円に、同年12月30日を30万7,000円に、16年7月31日を23万円に、同年12月30日を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月16日から17年1月1日まで

A社には平成14年4月16日に入社し、その月から厚生年金保険料が引き落とされていたが、今回、年金記録を見て資格を取得した年月日が違うことに気がつき、会社に問い合わせたところ、会社側の誤りとわかったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得年月日訂正届、源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人はA社に平成14年4月16日から申立期間も継続して勤務し、申立期間のうち同年6月の厚生年金保険料から、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立期間のうち、平成14年6月から15年3月までの記録を24万円に、15年4月から同年10月までの記録を28万円に、15年11月から16年12月までの記録を26万円に、また、標準賞与額については、平成15年7月30日の記録を30万円に、同年12月30日の記録を30万7,000円に、16年7月31日の記録を23万円に、同年12月30日の記録を42万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月17日に、社会保険事務所に対して訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る14年6月から16年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成14年4月及び同年5月については、事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳から、当該期間の保険料控除が確認できない上、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成14年4月及び同年5月については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年7月から7年7月までは22万円に、同年8月から同年10月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年11月30日まで
社会保険事務所による調査で、A社に、一般従業員（店の接客係）として勤務した期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年7月から7年7月までは22万円、同年8月から同年10月までは38万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年11月30日以降の同年12月7日付けで、申立人を含む21人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額は6年7月から7年7月までの期間、22万円から9万2,000円に、同年8月から同年10月までの期間、38万円から9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社においては一般従業員として勤務しており、社会保険の関係業務には従事しておらず、申立人が当該処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年7月から7年7月までは22万円に、同年8月から同年10月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、19万円と認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を19万円にすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年1月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人が主張する24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、当該期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成7年1月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から8年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間は19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月31日以降の同年5月30日に、11万円にさかのぼって訂正され、申立人同様に減額訂正された者が4人確認できる。

これらを総合的に判断すると、適用事業所でなくなった後に標準報酬月額を減額訂正する合理的理由は見当たらず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は平成7年分給与所得の源泉徴収票を保有しており、申立期間のうちの平成7年1月から同年12月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に届け出た19万円の標準報酬月額と相違した24万円が給与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額は24

万円に訂正することが必要である。

なお、平成7年1月から同年12月までの厚生年金保険の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため、保険料を納付したか否か等について確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年7月11日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月1日から4年1月21日まで
② 平成4年1月21日から5年7月11日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違し、また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間②の加入記録がない旨の回答をもらった。各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録、退職証明書及び源泉徴収票により、申立人が平成5年7月10日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る被保険者資格の喪失日は、当初、平成5年7月11日と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年9月30日以降の6年3月7日付けで、4年9月30日と訂正されている。

また、申立人同様に、平成6年3月7日付けで、資格喪失日がさかのぼって訂正された者が11人確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿では、申立人は取締役になっていることが確認できるが、同社の元事業主は、「社会保険料の滞納を整理するため、平成6年3月に、^{そきゅう}遡及して全喪の処理を行い、申立人は既に退社していたので、手続には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は当初記録さ

れていた平成5年7月11日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、遡及訂正前の20万円にすることが必要である。

申立期間①については、社会保険事務所の保管している記録により、申立人のB社における標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年2月21日以後の同年3月26日付けで、2年7月から3年6月まで44万円、3年7月から4年1月まで50万円がそれぞれ20万円に遡及訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、厚生年金保険料の滞納や標準報酬月額の訂正届出についてはわからないとしているが、B社の商業登記簿から、申立期間当時、申立人が同社の取締役であったことが確認できる上、申立人の元部下は、「遡及訂正を行った平成4年3月当時、申立人は、系列20社の統括経理部長であり、社会保険事務所の届出についても権限を有していた。」としており、申立人は、経理担当役員として、厚生年金保険関係事務に関わったものと認められ、申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の社会保険事務の担当取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

社会保険事務所の記録では、申立人が勤務していたA社は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められ、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成6年8月31日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月31日から同年10月1日まで
② 平成7年2月1日から8年9月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、また申立期間②の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違していることが判明した。同社では取締役であったが貿易部長として勤務し、社会保険事務に関与する立場でなく、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

社会保険事務所のオンライン記録では、A社は、平成6年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間①当時は適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿により、同年7月21日に株式会社として設立されたことが確認できることから、当該期間当時、適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

一方、申立人が所持する給与支給明細書及び源泉徴収票から、申立人は、

当該期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料の控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社は当該期間当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年9月1日以降の同年9月25日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額^{そきゅう}の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年2月から8年8月まで59万円が30万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及訂正^{そきゅう}処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったが、同社の代表取締役は、「自分が社会保険の事務手続を行っており、申立人は社会保険事務手続には関与していなかった。」としていることから、申立人は社会保険事務手続の手続に関与できる立場でなかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社事務担当者は、「同社B支店で厚生年金保険事務を担当していた当時の社員が、申立人の資格喪失日を昭和63年9月1日と記載すべきところ、記載を誤った。」としており、C健康保険組合の加入記録、A社の従業員台帳、雇用保険の加入記録においても、申立人が同社に継続して勤務（昭和63年9月1日に同社B支店から同社D支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年7月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る資格喪失日の届出の誤りを認めており、事業主が昭和63年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年4月30日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、申立期間当時、取締役兼工場長として勤務していたが、社会保険事務所への届出に關与する立場でなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年4月30日以降の同年6月26日付けで、代表取締役、申立人を含めた取締役3人及び総務担当者一人の計5人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられており、申立人の場合、平成8年6月から9年3月までの標準報酬月額が59万円から20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような記録訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の従業員は、「申立人は平成7年から取締役であったが、B工場長のため社会保険の手続に關与していない。」「代表取締役が同社の実印を管理していた。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の当該訂正処理に關与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和20年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年3月1日から同年9月30日まで

A社には申立期間を含んで継続して勤務していたが、同期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和20年3月1日とされているところ、その原因欄には「転勤」と記載されており、申立人は、同日以降も同社に勤務することが予定されていたものと認められ、加えて、同社の従業員の供述及び申立人の申立期間当時における勤務実態等に関する具体的な供述内容から判断すると、申立人は、申立期間に、同社C事業所並びに同社D事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、A社において本社からC事業所に転勤したことが確認できる複数の従業員については、同社で昭和20年3月1日以降も厚生年金保険の被保険者になっていることが確認でき、さらに、同社の社史によると、19年5月から本社一括の予算統制が行われていたとの記載があり、申立人を含む本社以外の事業所の従業員の給与についても本社一括管理の下で支払われていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、A社において申立期間も継続して厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

なお、申立人の資格喪失日については、社会保険事務所が保管するA社の厚

生年金保険被保険者名簿において、同社がB社に名称を変更する昭和20年9月30日までの間、A社において被保険者資格を継続して有している者が確認できることから、資格喪失日を20年9月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年2月の社会保険事務所の記録から110円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記被保険者名簿には、昭和20年3月1日の喪失日に係る記載に「転勤」と記されており、この日付は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であると認められることから、申立人の標準報酬月額を平成11年4月から12年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月1日から12年2月29日まで
② 平成12年2月29日から同年3月1日まで

A社において取締役として勤務していたが、社会保険事務には関与しておらず、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。また、同様に申立期間②について、平成12年2月29日まで勤務していたため、資格喪失日を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、当初、平成11年4月から12年1月までは41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成12年2月29日)以降の同年4月28日付けで、申立人及び事業主の標準報酬月額に係る記録が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、11年4月から12年1月までが20万円に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主は「申立人は、申立期間当時工場長であったが、実態は一般従業員と変わらず、社会保険の手続きに関与できる立場ではなかった。また、当該訂正処理手続きは自分が行っており、申立人は関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつ

たとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成11年4月から12年1月までは41万円とすることが必要である。

申立期間②については、申立人は同期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成12年2月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、A社の事業主は、当時の資料が保存されていないため、申立人の勤務状況について確認できないとしている。

さらに、申立人は、その居住する区において平成12年2月29日から国民健康保険に加入しており、国民年金保険料も同年2月から納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4451

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年1月から同年4月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月21日から同年5月21日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年4月までは30万円と記録されているが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年8月20日以降の同年9月27日に、申立人を含む10名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、5年1月から同年4月まで15万円に訂正されている。社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成5年1月から同年4月までの標準報酬月額を、事業主が当初社会保険事務所に届け出た30万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成11年12月から12年9月までは59万円、同年10月から14年9月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から14年10月21日まで

A社で勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬より低い額に訂正されている。同社では取締役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、平成11年12月から12年9月までは59万円、同年10月から14年9月までは62万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった14年10月21日以降の同年10月29日に、申立人を含めて2名の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は30万円に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社の従業員等は、申立人は調査及びコンサルタント業務を担当しており、社会保険関係業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成11年12月から12年9月までは59万円、同年10月から14年9月までは62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年9月から4年9月までは38万円に、同年10月から5年3月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から5年4月20日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では営業担当の取締役であり、社会保険事務には関与していなかったため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、平成3年9月から4年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年8月20日以降の同年9月27日に、申立人の標準報酬月額は3年9月から5年3月までが15万円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

なお、A社の登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成5年9月27日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の取締役及び複数の従業員は、「申立人は、在職中店舗開発や運営、指導を行う営業担当の取締役であり、厚生年金保険の事務に従事していなかった。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年9月から4年9月までは38万円に、同年10月から5年3月までは41万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 4454

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、平成7年10月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年4月1日から同年10月25日まで

A社には平成7年4月1日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が1か月しかなく、また、標準報酬月額も実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことは認められ、また、申立人は平成7年10月25日付で、申立人が当時居住していた区において国民健康保険の(加入)切替手続をしていることが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月26日以降の同年12月4日に、申立人に係る7年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、資格喪失日が同年4月30日と記録され、同年4月の標準報酬月額が32万円から9万2,000円に減額訂正されている。

また、申立人同様に、平成7年12月4日付けで、被保険者の資格喪失日がさかのぼって記録された者が7人確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人のA社における資格喪失日は、国民健康保険に切替日である平成7年10月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、当初記録されていた、32万円とすることが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の
申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年1月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社
(現在は、B社)に勤務した期間のうち、平成5年7月から同年12月まで
の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報
酬月額と相違していることが判明した。そのため、当該期間の標準報酬月
額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月
額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事
業所でなくなった平成6年1月31日より後の7年7月26日に、申立人を含む
3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の申立
期間に係る標準報酬月額は、8万円へと訂正されていることが確認できる。し
かし、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するとい
う処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業法人登記簿謄本によると、申立人について、平成8年9月
5日に同社の取締役就任した旨が同年9月13日に登記されており、上記訂
正処理が行われた7年7月26日においては、同社の取締役でなかったことが
確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につ
いて、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初
届け出た標準報酬月額の53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月11日から同年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違していることがわかった。同社では取締役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年11月30日。以下「全喪日」という。)より後の同年12月4日付けで、資格取得日の同年3月11日までさかのぼって11万円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、全喪日にA社に勤務していた従業員10人に照会したところ、取締役1人を含む5人から回答があり、全員が「申立人は、当時取締役であったが、営業部長として勤務しており、社会保険事務に権限が及ぶ職務にはなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和48年2月28日まで勤務したので申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び回答から判断すると、申立人は、同社に昭和48年2月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失届等の資料を破棄したことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の資格喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を28万円に、申立期間②の資格喪失日に係る記録を平成13年5月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を28万円に、同年4月を30万円に、訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成14年1月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を平成13年5月は30万円に、同年6月は32万円に、同年7月から同年12月までの期間は30万円に、申立期間⑤の標準報酬月額に係る記録を14年1月及び同年2月は30万円に、同年3月は28万円に、同年4月は30万円に、同年5月及び同年6月は28万円に、同年7月及び同年8月は30万円に、申立期間⑥の標準報酬月額に係る記録を14年9月及び同年10月は30万円に、同年11月から15年8月までの期間は26万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③、⑤及び⑥に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成12年9月1日から同年10月1日まで

- ②平成13年3月23日から同年5月1日まで
- ③平成13年5月1日から14年1月9日まで
- ④平成13年8月31日から14年1月9日まで
- ⑤平成14年1月9日から同年9月1日まで
- ⑥平成14年9月1日から16年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A医院（後のB医院及びC医院を含む。）に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び④の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。また、申立期間③、⑤及び⑥の標準報酬月額が実際に受けた給与額と一致していないことが判明した。同医院には、昭和62年4月から継続勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間に係る厚生年金保険の記録及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もA医院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A医院は、平成12年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、法人登記簿の記録により、同医院は申立期間において法人であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主の所在が不明であるため確認できないが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。また、A医院が加入していた健康保険組合の記録において、申立人の資格喪失日が平成12年9月1日であることから、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もB医院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の総支給額及び

厚生年金保険料控除額から、平成13年3月は28万円、同年4月は30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、B医院は、平成13年3月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。しかし、申立人及び複数の同僚の供述により、同事業所は、当時5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主の所在が不明であるため確認できないが、上記のとおり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る13年3月及び同年4月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④については、申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間も継続してC医院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、C医院は平成13年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人の資格喪失日について、いったん14年1月9日と記録されたにもかかわらず、同年2月15日に13年8月31日にさかのぼって資格を喪失した旨の訂正処理がなされている。そして、同事業所の被保険者の中には、申立人と同様に、さかのぼって資格喪失日を13年8月31日とする訂正処理が行われている者が16名確認できる。このように資格の喪失処理をさかのぼって訂正する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと認められる。

また、同事業所は、適用事業所でなくなった平成13年8月31日以降においても、申立人及び同僚の供述により、当時5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年8月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14年1月9日であると認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③については、申立人から提出のあった給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の総支給額及

び厚生年金保険料控除額から、平成13年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月から同年12月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主の所在が不明なため当時の事務処理等について確認することはできないが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑤については、申立人から提出のあった給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成14年1月及び同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主の所在が不明なため当時の事務処理等について確認することはできないが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間⑤の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 申立期間⑥については、申立人から提出のあった給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成14年9月及び10月は30万円、同年11月から15年8月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成14年9月から15年8月までの

1年間にもおよぶ期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥のうち、平成15年9月から16年8月までの期間については、申立人から提出のあった上記給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。したがって、当該期間は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和37年2月及び同年4月は1万6,000円に、同年5月は1万4,000円に、同年6月は2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年2月1日から同年3月1日まで
②昭和37年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（社会保険庁のオンライン記録ではB社。）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は1万6,000円、申立期間③は1万4,000円、申立期間④は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しているため不明であるが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月26日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年12月26日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和49年12月25日まで継続して勤務し、申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和49年12月25日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社について、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿謄本から、申立期間についても法人事業所であったことが確認でき、申立人及び当時の複数の従業員の供述から、5人以上の従業員が勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Bセンターにおける資格取得日に係る記録を昭和56年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和56年8月10日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書の記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（同社本社から同社Bセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社Bセンターは、昭和56年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同センターは法人事業所であり、同センターの複数の従業員は、申立期間当時の従業員数は20名又は30名程度であったと供述していることから、同センターは、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年9月の社会保険事務所の記録から、<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していたか不明としているが、事業主は、申立期間においてA社Bセンターが適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準報酬月額
4467	男		昭和23年生		22万 円
4468	男		昭和24年生		20万 円
4469	男		昭和30年生		13万 4,000 円
4470	男		昭和32年生		13万 4,000 円
4471	男		昭和27年生		17万 円
4472	男		昭和31年生		14万 2,000 円
4473	男		昭和31年生		14万 2,000 円
4474	男		昭和28年生		17万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月1日から39年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から39年1月4日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A会（現在は、B会）に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和37年4月1日に同会に採用され、確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会の事務担当者及び従業員の証言から判断すると、申立人は、申立期間において同会に勤務していたことが認められる。

また、A会において給与や社会保険関係の事務を行っていた事務担当者は、「同会においては、従業員全員を厚生年金保険に加入させており、給与から厚生年金保険料を控除していた。」「申立人は、珍しい名字だったので、厚生年金保険の資格取得の手續及び何回かあった算定の手續の際に、社会保険事務所の職員が名字を間違った読み方で記録してしまうといけない思い、その都度正しい読み方を教えたことが記憶に残っている。」「少なくとも1回は、申立人の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に届け出た記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人及び当該事務担当者が証言した当時のA会の従業員数と社会保険事務所が保管する同会の厚生年金保険被保険者名簿上の被保険者数がおおむね一致するため、当時、同会においては、ほぼすべての従業員が厚生年金

保険に加入していたと考えられる。

一方、申立人は、「当時の理事長に3か月の見習い期間経過後に本採用すると説明され、最初の3か月は時間給で給与が支払われており、本採用後に給与が月給制に変わり、被保険者証をもらった記憶がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和37年7月1日から39年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和39年1月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月1日から同年6月30日までの期間については、申立人の供述から、3か月程度の見習い期間があり、当該期間中は厚生年金保険料の控除がなかったと推認できる上、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和37年4月から同年6月については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成5年9月から6年10月までは53万円、同年11月から同年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年1月21日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成7年1月21日以降の同年3月7日付けで申立人の5年9月から6年10月までの標準報酬月額が53万円から11万円に、同年11月及び同年12月の標準報酬月額が59万円から11万円にそれぞれさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、「申立人は、設計や営業の業務に従事しており、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」「同社は、平成7年1月末に破産宣告を受けており、破産宣告後は、申立人は、同社に関わることはなく、自分も申立人と交流がなかった。そのため、当該訂正処理について、申立人に説明をしていないし、同意も得ていない。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年9月から6年10月までは53万円、同年11月か

ら同年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成9年12月19日であると認められることから、申立期間の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成8年8月から9年11月までに係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から11年5月まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主及び複数の従業員の証言から、申立人がA社に申立期間も継続して勤務していることは認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、申立期間は59万円と記録されていたが、A社が適用事業所に該当しなくなった9年11月30日以降の同年12月19日付けで、9万8,000円に減額訂正され、申立人同様に同社の事業主の標準報酬月額も減額訂正されている。

そして、申立人はA社の商業登記簿では氏名は見当たらず、事業主は、「申立人は営業の店長であり、当該訂正処理は、自分が社会保険事務所の指導に基づき行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、適用事業所でなくなった後に、さかのぼって記録を訂正する合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日は、標準報酬月額を減額訂正した平成9年12月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円とすることが必要である。

他方、申立期間のうち平成9年12月19日以降の期間については、事業主は、「申立人は同日以降もA社に勤務していたが、申立人の標準報酬月額を減額訂正した同年12月からは、同人に対し、国民年金に加入するよう伝えており、厚生年金保険料を給与から控除することはなかった。」と供述している。

そして、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、当該期間の一部について、国民年金に加入し、その保険料を納付しており、平成9年12月19日以降にA社に勤務していた複数の従業員についても、当該期間について、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成9年12月19日から11年5月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和62年3月31日まで勤務したことは在職証明書で確認できるので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社作成の在職証明書及び同社の照会回答結果から判断すると、申立人は、同社に昭和62年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年2月の社会保険庁のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の資格喪失日を昭和62年4月1日として社会保険事務所に届け出るべきところを、誤って同年3月31日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年8月及び同年9月は44万円、7年10月から9年6月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月1日から9年7月20日まで
② 平成9年7月20日から10年1月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②について、継続して同社に勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成7年8月から9年6月までは47万円と記録されていたものが、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した9年7月20日の後の同年8月19日の処理日で、9万2,000円に訂正されている。また、同処理日においては、申立人を含む被保険者2名の記録が7年8月1日にさかのぼって減額訂正されており、申立人については定時決定を2回、ほか1名については、定時決定及び随時改定を取り消して遡及訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の従業員は、申立人は電気工事の現場管理の責任者として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た平成7年8月及び同年9月は44万円、7年10月から9年6月までは47万円とすることが必要と認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「平成9年の夏に、社長及び社会保険労務士から、厚生年金保険を脱退するという説明があり、その際、社会保険の適用をやめることに同意するという内容の同意書を会社に提出させられた。同意しなければ解雇される雰囲気であり、やむを得ず同意した。」としており、また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が資格喪失した平成9年7月20日の後の同年8月19日には健康保険証が回収されていること、さらに、同年7月から10年3月までの国民年金保険料の納付が確認できる。

また、申立期間当時、勤務していた従業員は、「社長から、国民健康保険に変更してほしいと言われた。」と回答しており、社会保険庁のオンライン記録によると、同人は同社在職中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険証が回収されており、その後、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらのことから、同社では、申立期間②においては、申立人を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っておらず、厚生年金保険料を控除していなかったものと認められる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年9月30日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では営業担当の取締役で勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年9月30日の後の同年12月4日の処理日で20万円に訂正されている上、同処理日において申立人を除く2名の標準報酬月額についても遡^{そきゅう}及により減額訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の他の取締役及び従業員は、申立人は営業職で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していないと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主

が、社会保険事務所に当初届け出た平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年1月から同年9月までは44万円に、同年10月から6年9月までは、36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年1月1日から6年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成5年1月から6年9月までの標準報酬月額が、従来の標準報酬月額より大幅に引き下げられていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年10月1日より後の同年11月25日付けで、申立人の標準報酬月額は、5年1月から同年9月までは44万円が20万円に、同年10月から6年9月までは36万円が20万円にそれぞれ遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことは確認できるが、同社の代表取締役、別の取締役及び複数の従業員は、申立人が営業担当の取締役であり、社会保険業務には一切関与していなかったと供述している。

さらに、雇用保険の加入記録により、申立人がA社を退職した後に申立人の標準報酬月額の減額訂正が行われたことが確認できることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難く、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険

事務所に当初届け出たとおり、平成5年1月から同年9月までは44万円、同年10月から6年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年3月は59万円に、同年4月から8年3月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から8年4月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成7年3月から8年3月までの標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年4月22日より後の同年4月23日付けで、申立人の標準報酬月額は、平成7年3月は59万円が9万2,000円に、同年4月から8年3月までは47万円が9万2,000円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表者及び監査役は、申立人は営業担当の取締役であり、社会保険事務を担当していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年3月は59万円に、同年4月から8年3月までは47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、事業主が社会保険事務所に届け出た平成4年4月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を4年4月から同年6月までの期間については20万円、同年7月から5年9月までの期間については26万円、同年10月から6年9月までの期間については24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年4月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A協会に勤務していた平成2年7月2日から7年4月11日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除された厚生年金保険料から求められる標準報酬月額より低い金額にされているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成4年4月から6年9月までについては、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA協会における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、4年4月から同年6月までの期間については20万円、同年7月から5年9月までの期間については26万円、同年10月から6年9月までの期間については24万円と記録されていた。

しかしながら、平成6年4月28日付けで、申立人を含む8名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の標準報酬月額は4年4月から同年6月までの期間については20万円から8万円に、同年7月から5年9月までの期間については26万円から8万円に、同年10月から6年9月までの期間については24万円から8万円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、A協会の経理担当取締役は、「申立期間当時、同協会の経営状況が悪く、社会保険料の未納があったことから、社会保険事務所の担当者から当

該未納額を減らすための方法について指導があった。」と供述している。

また、標準報酬月額が減額訂正されている申立人を含む8名のうち1名から提出された給与明細書の厚生年金保険の控除額は、減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月28日付けで社会保険事務所が行った4年4月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額を2年6か月間にわたりさかのぼって訂正した処理については、当時の保険料未納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、さかのぼって訂正処理をした結果として記録されている、申立人の4年4月から6年9月までの期間についての標準報酬月額は、4年4月から同年6月までは20万円、同年7月から5年9月までは26万円、同年10月から6年9月までは24万円とすることが必要である。

なお、さかのぼって訂正処理をおこなった日以降の最初の定時決定（6年10月1日）で8万円と記録されているところ、当該処理についてはさかのぼって訂正処理された処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成6年10月から7年3月までの期間については、申立人が保管していた平成7年度市民税・県民税通知書における社会保険料額から、申立人に係る標準報酬月額が8万円（6年11月から7年3月までの期間については法律改正により9万2,000円となる。）であることが推認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間のうち平成6年10月から7年3月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成4年8月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から同年12月までの期間については59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から7年1月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた平成4年8月1日から7年1月20日までの申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では営業担当の取締役で勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から同年12月までの期間については59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録ではA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年1月20日）以降の同年4月4日付けで、申立人を含む4名の取締役等の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の標準報酬月額は申立期間について8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における代表取締役及び従業員1名は、申立人は営業統括の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかの

ぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年8月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から同年12月までの期間については59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月5日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和29年8月1日から60年6月29日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に異動はしたが同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍期間証明書及び回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和34年4月1日に同社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成5年6月から同年9月までの期間については53万円、同年10月から同年12月までの期間については50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から6年1月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた平成5年6月1日から6年1月31日までの申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では取締役であったが、社会保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年6月から同年9月までの期間については53万円、同年10月から同年12月までの期間については50万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年1月31日）と同日付けで、申立人を含む2名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における従業員二人は、申立人は営業統括の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年6月から同年9

月までの期間については 53 万円、同年 10 月から同年 12 月までの期間については 50 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から7年7月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた平成6年9月1日から7年7月21日までの申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年9月から7年6月までの期間については41万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成7年11月30日)以降の同年12月5日付けで、申立人を含む9名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、6年9月から7年6月までの期間については41万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から申立期間は取締役であったものの、平成7年7月20日で取締役を辞任していることが確認でき、また、同社における従業員5名は、申立人は遡及訂正時において営業又は工事責任者として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報

酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和59年12月1日から平成3年12月31日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では取締役であったが、社会保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年4月から3年11月までの期間については53万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年12月31日）以降の4年2月3日付けで、申立人を含む9名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、2年4月から3年11月までの期間については53万円から8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における代表取締役及び従業員二人は、申立人は営業統括の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から6年2月3日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、経理担当取締役であったが、一連の処理が行われたのは退職後であり、厚生年金保険関係事務に全く関与していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年2月3日の後の同年6月27日付けで、4年6月から5年9月までの期間は53万円が20万円に、5年10月から6年1月までの期間は53万円が22万円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成5年7月19日時点で取締役であることが確認できるが、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該訂正処理が行われた6年6月27日より前の同年1月31日付けで同社を退職していることが確認できる上、「6年2月ごろ開催された債権者会議後、事業主が所在不明となったため、会社印を弁護士に預け、その後、同社に一切関与していない。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社

会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年6月から6年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年8月11日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年8月11日の後の7年12月6日付けで、5年11月から6年7月までの期間は53万円が28万円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成6年5月25日に取締役に重任され、同社が解散した7年7月28日まで同社の取締役であることが確認でき、当該訂正処理が行われた同年12月6日より前に取締役に退任している上、同社の他の取締役及び社会保険事務担当の従業員は、「当時、厚生年金保険関係事務の責任者は経理部長であり、申立人は営業部長であったため、当該事務には関与していなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年11月から6年7月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月1日から42年1月5日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B店における資格取得日に係る記録を41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年9月から40年4月まで
② 昭和41年11月1日から42年1月5日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、C社に勤務した申立期間①及びA社B店に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社B店及び当時同社の親会社であったD社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間においてA社B店に継続して勤務し（昭和41年11月1日にD社からA社B店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和42年1月の社会保険庁のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明である上、当時の事情を確認できる役員も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、C社の複数の従業員の「申立人を記憶している」との供述から判断すると、勤務期間の特定はできないが、同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、C社を前身とするE社の事業主は、当時の関係資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明と供述していることから、C社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

また、E社の人事担当者は、「現在は、パート、アルバイト社員であっても、労働日、労働時間等の条件を満たす全員を社会保険に加入させているが、当時は、長時間労働しているパート、アルバイトであっても、社会保険に加入していない社員が多数存在していた。」旨供述している上、昭和35年6月に臨時社員としてC社に採用され、現在もE社に勤務する従業員は、「当時は、1年間程度の試用期間があった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年9月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、ソフトウェア事業部担当取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年9月30日の後の同年12月7日付けで、2年9月から3年8月までの期間は50万円が9万8,000円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成元年11月1日に取締役就任し、当該訂正処理が行われた3年12月7日時点で引き続き取締役であることが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、ソフトウェア事業部担当役員であり、厚生年金保険関係事務には全く関与していなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年9月から3年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年9月1日、資格喪失日が63年8月1日とされ、当該期間のうち、61年9月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和61年9月1日に子会社のD社（現在は、B社）からA社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年10月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和61年10月1日から同年9月1日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月12日に社会保険事務所に届け出て

いることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年5月25日、資格喪失日が56年3月25日とされ、当該期間のうち、54年5月25日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月25日から同年6月1日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年5月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得日を昭和54年6月1日から同年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月12日に社会保険事務所に届

け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年5月7日、資格喪失日が47年5月25日とされ、当該期間のうち、46年9月25日から47年5月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月25日から47年5月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年5月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和46年9月25日から47年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月12日に社会保険事務所

に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から47年4月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年5月7日、資格喪失日が47年5月25日とされ、当該期間のうち、46年9月25日から47年5月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月25日から47年5月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年5月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和46年9月25日から47年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月12日に社会保険事務所

に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から47年4月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年4月30日、資格喪失日が56年8月25日とされ、当該期間のうち、55年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年4月30日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年4月30日に子会社のD社（現在は、B社）からA社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年5月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和55年5月1日から同年4月30日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月12日に社会保険事務所に

届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年9月25日、資格喪失日が56年4月25日とされ、当該期間のうち、52年9月25日から同年10月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格取得日を同年9月25日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月25日から同年10月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和52年9月25日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年10月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格取得日を昭和52年10月25日から同年9月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月12日に社会保険事務所に届

け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年11月25日、資格喪失日が49年8月25日とされ、当該期間のうち、48年11月25日から同年12月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格取得日を同年11月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月25日から同年12月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年11月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年12月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格取得日を昭和48年12月25日から同年11月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月12日に社会保険事務所に届

け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年12月25日、資格喪失日が平成元年2月1日とされ、当該期間のうち、昭和64年1月1日から平成元年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格喪失日を平成元年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成元年2月1日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成元年2月1日にA社C支店から子会社のD社（現在は、B社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年12月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を昭和64年1月1日から平成元年2月1日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月18日に社会保険事務所に届け出て

いることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月25日、資格喪失日が54年2月25日とされ、当該期間のうち、昭和50年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を昭和50年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得日を昭和50年4月25日から同年3月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月18日に社会保険事務所に届け出てい

ることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年5月25日、資格喪失日が51年7月25日とされ、当該期間のうち、昭和50年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を昭和50年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月25日から同年6月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年5月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和50年6月25日から同年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月18日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年5月の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年1月25日、資格喪失日が56年4月1日とされ、当該期間のうち、昭和54年1月25日から同年2月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を昭和54年1月25日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月25日から同年2月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年1月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和54年2月25日から同年1月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月18日に社会保険事務所に届け出

ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月25日、資格喪失日が53年3月25日とされ、当該期間のうち、昭和50年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を昭和50年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得日を昭和50年4月25日から同年3月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月18日に社会保険事務所に届け出てい

ることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月25日、資格喪失日が53年8月25日とされ、当該期間のうち、昭和50年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を昭和50年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得日を昭和50年4月25日から同年3月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月18日に社会保険事務所に届け出てい

ることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年4月25日、資格喪失日が52年12月25日とされ、当該期間のうち、昭和49年4月25日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を昭和49年4月25日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月25日から同年5月1日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和49年4月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年5月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和49年5月1日から同年4月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月18日に社会保険事務所に届け出て

いることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年5月7日、資格喪失日が47年5月25日とされ、当該期間のうち、46年9月25日から47年5月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を47年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月25日から47年5月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年5月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和46年9月25日から47年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月18日に社会保険事務所に届け出

ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から47年4月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年12月1日、資格喪失日が55年5月1日とされ、当該期間のうち、55年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を55年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、32万円とすることが必要である。

また、申立期間②については、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年5月25日、資格喪失日が59年6月1日とされ、当該期間のうち、58年5月25日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を58年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和58年5月25日から同年6月1日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年5月1日に子会社のA社からC社（現在は、B社）D事業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社に係る資格喪失日を昭和55年4月30日から同年5月1日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年1月19日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和58年5月25日にC社E事業所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年6月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社に係る資格取得日を昭和58年6月1日から同年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年1月19日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事務所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年12月25日、資格喪失日が48年4月25日とされ、当該期間のうち、47年12月25日から48年1月8日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事務所における資格取得日を47年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から48年1月8日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年12月25日にA社本社から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事務所に係る資格取得日を昭和48年1月8日から47年12月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年1月19日に社会保険事務所

に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年9月25日、資格喪失日が48年7月25日とされ、当該期間のうち、46年9月25日から47年5月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格取得日を46年9月25日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月25日から47年5月25日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年9月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格取得日を昭和47年5月25日から46年9月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年1月19日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から47年4月ま

での期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事務所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年12月25日、資格喪失日が48年4月25日とされ、当該期間のうち、47年12月25日から48年1月8日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事務所における資格取得日を47年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から48年1月8日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年12月25日にA社本社から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事務所に係る資格取得日を昭和48年1月8日から47年12月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年1月19日に社会保険事務所

に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事務所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年12月25日、資格喪失日が48年4月25日とされ、当該期間のうち、47年12月25日から48年1月8日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事務所における資格取得日を47年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から48年1月8日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年12月25日にA社本社から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事務所に係る資格取得日を昭和48年1月8日から47年12月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年1月19日に社会保険事務所に届け出

ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年9月1日、資格喪失日が53年5月1日とされ、当該期間のうち、53年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を53年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年5月1日にA社C事業所からD社（現在は、B社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和53年4月30日から同年5月1日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年1月19日に社会保険事務所に届け出て

いることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年8月25日、資格喪失日が45年8月25日とされ、当該期間のうち、43年8月25日から同年9月10日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年8月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月25日から43年9月10日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年8月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年9月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和43年9月10日から同年8月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年1月19日に社会保険事務所に

届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年8月1日から30年2月19日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を28年8月1日、資格喪失日に係る記録を30年2月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から30年10月1日まで
② 昭和32年4月1日から36年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、定時制高等学校に通学しながらA社に勤務した申立期間①及び専門学校に通学しながらB社に勤務した申立期間②について加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間について、厚生年金保険に加入していたものと信じているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員から提出のあった写真、申立人による同社に勤務していた状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、上記従業員が、「申立人は、昭和28年4月から自分がA社を退職した30年2月までは同社に勤務していた。」旨供述していること、上記被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち、2人の従業員が、「自分は昭和30年4月に入社したが、申立人を記憶していない。」旨供述していることから判断すると、申立人が申立期間①のうち、28年4月1日から上記従業員の退職日である30年2月18

日までの期間に同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、上記従業員は、「当時、A社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人を厚生年金保険に加入させない理由は見当たらない。」旨供述している。

また、申立人及び複数の従業員は、申立期間①当時、A社には約20人の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、申立期間①のうち、申立人の勤務が推認できる昭和28年4月1日から30年2月18日までの期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は22人いることから、同社では、申立期間①当時、入社したすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間①当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた複数の従業員はいずれも、「自分はA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日より前に同社に入社している。」旨供述している。また、これらの従業員が入社したと供述している時期から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも少なくとも4か月となっていることが確認できる。さらに、これらの従業員のうち1人は、同社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。これらのことから、同社では、申立期間①当時、採用した従業員について、入社してから少なくとも4か月経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられ、申立人についても、入社してから少なくとも4か月の期間を経て、昭和28年8月1日には厚生年金保険に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和28年8月1日から30年2月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間①のうち、昭和28年8月から30年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の従業員の記録から判断すると、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の同社の事業主は連絡先が不明であるため、保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年8月から30年1月までの期間の保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、昭和 28 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人は、複数の従業員の供述等から判断すると、A社に勤務していたことは推認できるものの、上記のとおり、同社では採用した従業員を入社してから少なくとも 4 か月経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者でなかったものと考えられる。

また、申立期間①のうち、昭和 30 年 2 月 19 日から同年 10 月 1 日までの期間については、上記複数の従業員は、いずれも A社を既に退職しているか、又は申立人を記憶していない旨供述しているため、申立人の当該期間における勤務の実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 28 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 30 年 2 月 19 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち、昭和 28 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 30 年 2 月 19 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②については、申立人は、B社に「店の清掃、ウェイター、夜間の責任者として勤務していた。」旨申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、B社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書では、同社は既に解散しており、また、申立人は事業主や上司、同僚の姓を記憶しているのみでこれらの者を特定できず、連絡先等も不明であるため、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月21日から7年3月21日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から7年2月までの期間は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日以降の同年6月23日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6年4月から同年10月までの期間は8万円、同年11月から7年2月までの期間は9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、平成3年8月22日に取締役を退任していること等が確認できることから申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時は取締役でなかったことが認められ、また、同社の代表取締役が、「申立人は社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述していることから、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成2年10月から3年3月までの期間は47万円、同年4月から4年2月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。しかし、当時は、社会保険事務手続に関与できる立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年3月までの期間は47万円、同年4月から4年2月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年3月31日以降の同年5月8日に、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、2年10月から4年2月までの期間について8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本によると、同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の取締役及び従業員は、「申立人については、渉外事務担当であり、社会保険関係の事務手続については、関与できる立場ではなかった。」と供述しているほか、別の従業員及び申立人は、「代表取締役から標準報酬月額の引き下げについて説明は無く、同意したことも無い。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年10月から3年3月までの期間は47万円、同年4月から4年2月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成2年11月から4年2月までの期間は53万円、同年3月から同年10月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。しかし、当時は、社会保険事務手続に関与できる立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年11月から4年2月までの期間は53万円、同年3月から同年10月までの期間は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年11月30日以降の5年3月30日に、申立人を含む10人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、2年11月から4年10月までの期間について9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本によると、社会保険事務所において当該訂正処理が行われた平成5年3月30日以前の同年1月19日に同社の取締役を辞任していることが確認できる上、申立期間当時の複数の役員及び従業員が、「申立人は、社会保険事務手続には関わっていなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年11月から4年2月までの期間は53万円、同年3月から同年10月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。しかし、当時は、社会保険事務手続に関与できる立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年12月までの期間は36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年1月31日以降の同年2月6日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6年4月から同年12月までの期間は10万4,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の商業登記簿によると、同社の監査役であったことは確認できるが、申立期間当時の代表取締役は、「申立人には名だけの監査役をお願いした。申立人には写真撮影等の業務を任せ、監査役としての業務や社会保険事務は担当させていなかった。」と供述しており、当時の同僚は、「経理・労務等の管理業務は、事業主親子が担当していた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報

酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年4月から同年12月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から同年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、接客や伝票作成の業務に従事しており、同社の取締役になっていることは知らなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から同年10月までの期間は17万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年11月30日以降の8年1月5日に、標準報酬月額の記録がさかのぼって9万2,000円へと減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本によると、同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の同僚は、「申立人が取締役であることは知らなかった。申立人は接客や伝票整理の業務を行っており、厚生年金保険関係の業務は、別の従業員が行っていたので、申立人は当該業務には関与していない。」と供述していること、及び事業主は、「社会保険関係の事務手続きは、社会保険労務士に任せていた。」と供述していること等から、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年6月から同年10月までの期間は17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年1月22日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。しかし、当時は、社会保険事務手続に関与できる立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から同年12月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年1月22日以降の同年2月7日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、2年7月から同年12月までの期間について20万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本によると、同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の取締役及び従業員は、「申立人については、取締役としての特別の権限はなく、社会保険関係の事務については、別の役員及び従業員が当該事務を担当していた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につ

いて、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年7月から同年12月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月8日から36年1月1日まで
② 昭和36年1月1日から37年12月26日まで

平成19年ころ、社会保険事務所で自分の年金記録を確認してもらったときに、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったので、自分で申請するはずはないし、もらった記憶も無いので、脱退手当金は受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年2か月後の昭和43年2月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和38年2月*日に養子縁組を解消したことにより、改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年8月3日）及び資格取得日（昭和28年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月3日から28年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録によると、A社において昭和26年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し27年8月3日に同資格を喪失した後、28年1月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間に係る27年8月から同年12月までの被保険者記録が無い。

しかしながら、A社の複数の従業員は、申立人が申立期間に同社に継続して勤務しており、同期間において申立人の業務内容及び勤務形態の変更は無かったと供述しており、これらの複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、前述の同僚以外の複数の従業員は、申立期間中に申立人が被保険者資格を喪失させられるような話は無かったと供述しており、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿においても、申立期間に被保険者記録が欠落している者は申立人のみであることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 7 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年12月から5年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年10月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年12月から5年9月までは50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月1日の後の6年1月11日に、申立人のほか34名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額の記録は、4年12月から5年9月までは20万円に減額訂正される処理が行われている。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったが、当該訂正処理が行われた日には既に取締役を退任していることが確認できることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年12月から5年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年4月から同年11月までは53万円、同年12月から9年6月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年7月17日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では営業担当の取締役として勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年11月までは53万円、同年12月から9年6月までは38万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月17日の後の同年8月19日に、申立人のほか3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額の記録は、8年4月から9年6月までは9万8,000円に減額訂正される処理が行われている。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平成9年8月19日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の取締役及び複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業部長であり、厚生年金保険関係の事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が

社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から、平成8年4月から同年11月までは53万円、同年12月から9年6月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、昭和57年2月から58年9月までの期間については34万円に、同年10月から平成9年11月までの期間については36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月1日から平成9年12月23日まで
A社で取締役として勤務した期間のうち申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、社会保険庁の記録が、報酬から控除されていた保険料に見合う額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和57年2月から58年9月までの期間については34万円、同年10月から平成9年11月までの期間については36万円と記録されていた。

しかしながら、申立人が当該被保険者資格を喪失した平成9年12月23日から2年近くが経過した11年11月16日付けで、昭和57年2月から60年9月までの期間については4万5,000円に、同年10月から平成元年11月までの期間については6万8,000円に、同年12年から6年10月までの期間については8万円に、及び同年11月から9年11月までの期間については9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は当該訂正処理が行われた平成11年11月16日の時点で、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人の夫であるA社の代表取締役は、「標準報酬月額の訂正手続きは、自身一人で行ったものであり、そのことについては、申立人を含め同社の関係者は誰も知らない。」と供述している上、当該訂正処理が行われ

た時点では、申立人は当該事業所における被保険者ではなくなっていることから、申立人は当該訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、前述の代表取締役は、「当時、A社の資金繰りが悪化し、社会保険料を滞納していた。その滞納保険料を解決するため、管轄社会保険事務所の職員の言うとおりに、自身及び申立人の標準報酬月額を引き下げる書類に押印した。」と供述している。

なお、社会保険庁のオンライン記録から、当該代表取締役の厚生年金保険の加入記録についても、申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、昭和57年2月から58年9月までの期間については34万円に、及び同年10月から平成9年11月までの期間については36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月22日から同年8月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も含め、現在まで継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が辞令簿と称する人事異動に関する記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和37年7月21日付けで同社B事業所から同社傘下のC社に在籍出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該辞令簿には、申立人と同じ昭和37年7月21日付けで、C社に出向した従業員が3人いることが記録されており、社会保険庁のオンライン記録で確認できる当該従業員の厚生年金保険の加入状況によれば、出向前にA社D事業所に加入記録のある二人については、同年8月21日付けで、同社E事業所に加入記録のある一人については、同年8月2日付けで、それぞれ出向前に勤務していた事業所における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社本社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年8月21日付けで、C社に出向中であつた申立人を含む4人全員が厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらのことを考え合わせると、A社では、申立期間当時に在籍出向してい

た者について、同社本社が適用事業所となるまでの間は、出向前に勤務していた事業所で引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがわれることから、申立人は、申立期間においても、同社B事業所で引き続き厚生年金保険に加入していたと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は届出に誤りがあった可能性を認めており、また、申立人がC社に在籍出向した事実及びその発令の日を社会保険事務所が知り得ないことから、事業主は社会保険事務所の記録どおり、申立人のA社B事業所における資格喪失日を昭和37年7月22日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の賃金台帳があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社が原本と相違ないことを証明した賃金台帳の写しから、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額(62万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成18年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載した内容に誤りがあり、その後の訂正手続きが完了していなかった旨の供述をしているものの、当該賃金台帳(写)において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、賃金台帳(写)で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年4月まで

私は、勤務先を退職した昭和44年1月ごろ、区役所で国民健康保険に加入した際、区の職員に勧められ、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が居住していた区における当時の保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していた記憶はなく、印紙で保険料を納付した記憶もないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和44年1月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。さらに、申立期間は、平成12年3月の社会保険庁の記録整備によって、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年1月まで

私達夫婦は、私が当時勤務していた会社を退職した昭和40年4月ごろに、私が、市役所出張所で、国民健康保険に加入する際、併せて夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと記憶している。国民年金保険料は、夫婦のいずれかが、夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である上、申立人夫婦が当時居住していた市では、保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に、申立期間の途中で移行しているが、申立人は、当時、国民年金手帳を所持していた記憶はなく、印紙により保険料を納付した記憶もないと供述しており、また、申立期間について、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶もないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から49年1月まで

私達夫婦は、夫が当時勤務していた会社を退職した昭和40年4月ごろに、夫が、市役所出張所で、国民健康保険に加入する際、併せて夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと記憶している。国民年金保険料は、夫婦のいずれかが、夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である上、申立人夫婦が当時居住していた市では、保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に、申立期間の途中で移行しているが、申立人は、当時、国民年金手帳を所持していた記憶はなく、印紙により保険料を納付した記憶もないと供述しており、また、申立期間について、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶もないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年7月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年11月まで

私は、勤務していた会社を退職した昭和50年10月ごろ、区役所出張所で国民健康保険に加入した際、区の職員に勧められ、国民年金の加入手続きを行い、併せて、国民年金保険料を1年分一括納付した。その後も、再度、同出張所で1年分の保険料を一括納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和50年10月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、当時、年金手帳を受領、所持していた記憶はないと供述しているとともに、申立人は、保険料の納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から53年1月まで

私の国民年金は、結婚して半年後くらいに、夫が加入手続をしてくれ、国民年金保険料は、私が、当時居住していた町の婦人会の集金人に納付していたと記憶している。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、当時、厚生年金保険加入期間中であることから、申立人は、国民年金に任意加入することとなるが、申立人が申立期間において国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしてくれたとする夫は、加入時期等の加入状況についての記憶はないと説明するなど、当時の加入状況等が不明確である。また、申立人が所持する年金手帳及び申立人のオンライン記録によると、申立人は、昭和53年2月4日に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、上記の任意加入した昭和53年2月ごろに払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月まで

私は、20 歳になったら国民年金の加入義務があると親から言われて、加
入手続をし、国民年金保険料を市役所で納付していた。申立期間の保険料
が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い
出された昭和 42 年 4 月時点で、申立期間のうち 40 年 1 月以降の保険料を過
年度納付することが可能であったものの、申立人は過年度納付したことに関
する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたこと
をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記手帳記号番号払出時点では、昭和 40 年 1 月より前の期間は時効
により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払
い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの期間、59年4月から61年3月までの期間及び61年4月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から59年3月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで
③ 昭和61年4月から63年9月まで

私は、昭和58年4月に転居したが、その後も引き続き国民年金保険料を納付してきた。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。また、申立期間①及び③については、申立人は元妻の保険料と一緒に納付していなかったと説明しているが、当時申立人が居住していた町が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間①直前の6か月間については元妻と同日に納付していることが確認でき、元妻も申立期間①の期間及び申立期間③のうちの昭和61年4月から厚生年金保険に加入する直前の63年2月までの期間については未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当時居住していた町が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人及び元妻とも当該期間は申請免除期間とされていたことが確認できる。また、社会保険庁の記録においても、当該期間について、申立人及び元妻の免除申請を受けて保険料免除承認決定が行われていたことが確認でき、これらの免除記録に不自然な点も見られないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年3月まで

私の国民年金保険料は母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年5月に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は上記の48年5月に発行された国民年金手帳以外に別の手帳を所持したことはないとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月まで

私の父は、昭和 36 年 1 月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、父が経営する会社の従業員が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行ったとする父親及び保険料を納付していたとする従業員から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、当該従業員が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 2 月時点では、申立期間の過半は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当時の自身の国民年金手帳を見た記憶は無いと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、58年1月から同年3月までの期間、平成元年4月から2年2月までの期間及び3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から50年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和56年4月から57年3月まで
④ 昭和58年1月から同年3月まで
⑤ 平成元年4月から2年2月まで
⑥ 平成3年4月から4年3月まで

私は自宅に届いた納付書で必ず国民年金保険料を納付してきた。申立期間①は昭和55年中に市役所で一括納付し、昭和58年からは免除申請を定期的に行っていたので、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、④、⑤及び⑥の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を一括納付したとする昭和55年は第3回特例納付の実施期間であるものの、申立人は納付した保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人に保険料を渡したとする父親から当時の状況を聴取できないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間②については、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、当該期間直後の昭和53年度及び54年度の保険料が昭和55年6月に納付されてい

ることが確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。さらに、申立期間③については、上記の国民年金被保険者名簿により、56年11月、57年2月及び同年8月の3回にわたって申立人に対して保険料納付の催告が行われており、同年11月に申請免除を指導する旨の記載が確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の保険料を免除申請していたことを示す関連資料が無く、オンライン記録上の免除記録には、申立人が昭和58年7月の初回の免除申請以降9回の免除申請を行ったことが記載されており、それぞれの免除申請に係る申請日、対象期間及び処理年月日の記載内容に不自然な点は認められないこと、申立期間⑤直後の平成2年3月から3年3月までの申請免除期間については、2年4月に免除申請が行われ、免除申請月の前月から対象期間とされており、当該免除申請時点では、申立期間⑤は制度上さかのぼって対象期間にすることができなかったと考えられることなど、免除記録に不自然・不合理な点は認められず、これらの期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和43年6月から50年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、58年1月から同年3月までの期間、平成元年4月から2年2月までの期間及び3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 56 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 63 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 63 年 5 月まで

私は、国民年金加入後は、区役所窓口で国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料額が 1 か月 2,000 円から 3,000 円の時期があったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間は 2 回で合計 113 か月と長期間である上、当該申立期間の他にも保険料の未納期間が散見される。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている夫の保険料について、申立人は別々に保険料を納付していたと説明しているが、申立人及び夫が保険料を納付し始めた昭和 48 年 4 月から申立人が厚生年金保険に加入した 63 年 6 月までの保険料の納付記録は、納付済期間、未納期間及び申請免除期間がすべて夫婦同じであり、申立期間について夫の保険料も未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 8 月までの期間、42 年 7 月から同年 10 月までの期間、53 年 2 月、55 年 1 月及び同年 2 月、59 年 4 月から同年 9 月までの期間、60 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 8 月まで
② 昭和 42 年 7 月から同年 10 月まで
③ 昭和 53 年 2 月
④ 昭和 55 年 1 月及び同年 2 月
⑤ 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 60 年 5 月

私は、大学卒業後に自身で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた記憶がある。婚姻後も、会社を退職の都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、大学卒業後に、区役所支所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、当該手続時に国民年金手帳の交付を受けたことについて記憶が曖昧であり、申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の状況及び保険料納付の状況について記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 3 月時点では、すべての申立期間は時効により保険料を納付することできない期間で

あり、申立期間当時に、申立人の居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人に手帳記号番号が払い出されていた記録は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 4 月に区役所で国民年金の加入手続を行うと同時に 2 か月分の国民年金保険料を納付した。以後、保険料は区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び納付した保険料額等に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 61 年 5 月に第 3 号被保険者の届出を行ったことにより払い出されていることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 59 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年8月まで
昭和49年ごろに、当時婚姻していた私の妻が、私の申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を納付したとする昭和49年時点では、第2回特例納付が実施されているものの、納付したとする金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付等により納付した場合の金額と大きく相違し、納付したとする市役所では、当時特例納付の保険料の収納は行っていない。さらに、社会保険庁の記録及び申立人が居住していた市の被保険者名簿によると、申立人は、第3回特例納付が実施されていた53年12月ごろ、申立期間の直前の38年4月から41年3月までの保険料を第3回特例納付により納付し、申立期間より後の51年10月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付に係る保険料額は、納付したとする保険料の金額におおむね一致していることから、申立人の妻は、申立期間ではなく、申立期間の前後の期間の保険料を特例納付及び過年度納付したものと考えられるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 40 年 2 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 36 年 5 月ごろ区の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、私が 40 年 3 月に厚生年金保険に加入するまで区の出張所で私の国民年金保険料を私と母の二人で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとされる母親から当時の加入手続の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は申立期間の途中で保険料額が改定され、納付方法が変更されたと説明しているところ、当時の保険料額や申立人が当時居住していた区の納付方法に変更は無いなど、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 1 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から53年9月まで
私の父は、私が20歳になった昭和48年に私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間より前に、申立人の両親及び申立人と同居し、申立人と同様に父親が保険料を納付していたとする申立人の二人の姉は、申立人等と同居していた間に、国民年金に加入し、保険料を納付していた記録が無いなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年12月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年5月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5767 (事案 2569 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 1 月まで
私の父は、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は死亡しているため、保険料の納付場所、納付方法等の納付状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことや、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 4 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たに申立人の父親の生年月日についての情報の申出があり、これにより父親が昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できたが、当該保険料は申立期間より後に納付されたものであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から49年3月まで

私は、昭和52年5月に、過去の未納保険料を納付することができるという案内が来たので、婚姻してしばらく経った52年の後半か53年に、それまで納付していなかった申立期間の国民年金保険料を厚生年金保険に加入している期間も含めてまとめて納付した。また、厚生年金保険と重複して納付した保険料は還付されていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していなかった保険料をまとめて納付したとする昭和53年には、第3回特例納付が実施されているものの、申立人が納付したとする保険料の金額は、第3回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年7月までの期間及び47年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年7月まで
② 昭和47年12月から51年3月まで

私の両親は、私が20歳になった昭和43年に市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人は昭和43年ごろに申立人の保険料の納付書を見たと言明しているが、納付書による納付方法は申立人が申立期間①当時居住していた市の納付方法と相違しているほか、申立人は、申立期間当時、両親が管理していたとする申立人の国民年金手帳を両親から引き継いでいないと言明するなど、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年6月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年3月まで

私は、平成7年5月ごろ、私の父から国民年金保険料の免除を申請できると教えられて、申立期間の保険料の免除を申請した。申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを確認できる資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び免除を申請した時期の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年5月時点では、制度上、申立期間は国民年金保険料の免除を申請できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から53年3月までの期間及び平成11年10月から12年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から53年3月まで
② 平成11年10月から12年1月まで

私の父は、昭和49年11月ごろ私の国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、私は、平成11年10月に会社を退職後、申立期間②の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立期間②については、社会保険庁の記録では、申立人が申立期間直前の厚生年金保険被保険者資格を喪失後に申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、申立期間後の平成13年8月時点でも加入手続に至らなかったことが確認できる上、申立人は、国民年金の再加入手続を行った場所及び保険料の納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年5月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、47 年 4 月から同年 12 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

私の夫は、国民年金制度が始まったころ、夫婦の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況等が不明確である。また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料も未納となっているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 4 月まで

私は、昭和 47 年に区役所の勧奨により、国民年金に加入し、60 年 4 月まで国民年金保険料を納付したはずなのに、納付記録は 58 年で終了している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和 58 年*月に 60 歳に到達しているが、60 歳以上に係る国民年金の任意加入被保険者制度は、61 年 4 月から始まった制度であることから、申立期間当時、国民年金に任意加入することはできず、保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

また、申立人は申立期間前の保険料を口座振替により納付していたとしているが、申立人が居住する区では被保険者が 60 歳に到達した時点で口座振替を自動的に停止すると説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から同年12月まで

私は、昭和46年に国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入時期、納付金額等の記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年11月に夫婦連番で払い出されており、一緒に保険料を納付していたとする夫の保険料も未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで

私は、結婚のために会社を辞めて国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年3月まで

私は、大学3年生ごろに、国民年金保険料の納付書が送付されてきていたことを記憶している。その時はお金がなかったので未納にしていたが、アルバイトで貯金し、20歳までさかのぼって2万円ぐらいの保険料を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年5月に払い出されており、オンライン記録では申立人の国民年金の資格取得日は46年4月1日とされていることから申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から49年3月まで

私は、20歳の時から国民年金保険料を納付していたが、妹が国民年金に加入した際に、妹に依頼して私の未納となっていた2年間分の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び妹が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付したとする申立人の妹は、さかのぼって納付した時期に関する記憶が不明確であるなど、申立人及び妹が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妹の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人の手帳記号番号は49年3月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点でも、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの期間及び55年4月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年3月まで
② 昭和55年4月から63年9月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続をし、婚姻前の国民年金保険料を納付してくれたはずである。婚姻後の保険料は、元配偶者が納付済みであるので、夫婦二人分の保険料を私か元義理の両親と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の両親及び元義理の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は当時の国民年金手帳の受け取り・所持に関する記憶が曖昧である。また、婚姻後の申立期間②については、申立人は保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする申立人の元義理の両親からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人、申立人の両親及び元義理の両親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年10月ごろの時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から50年10月まで

私は、昭和37年5月に厚生年金保険の適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてきた。婚姻後は、妻が私の分の保険料と一緒に納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び婚姻前の保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であり、申立人の婚姻後の保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和50年11月から52年12月までの期間の保険料を55年6月18日に第3回特例納付で納付していること及び53年1月から54年3月までの期間の保険料を55年12月16日に過年度納付していることが確認でき、当該被保険者名簿の記事欄には、「57.12.7TEL する。厚年有り、約7～8年 ゆえに期間不足の心配ナシ」と記載されており、57年時点で未納期間はあるものの60歳まで保険料を納付すれば年金受給資格期間を満たすものとして取り扱われていたと考えられることなど、申立人及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、37年5月に国民年金に加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳の記号番号は55年1月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から49年3月まで

私は、区の職員から「今加入すれば未納期間の国民年金保険料を納付することができ、満額の年金を受領することができる」と言われて国民年金に加入し、20歳からの保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入した際にさかのぼって納付したとする保険料額、納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人は、申立人より約半月遅く国民年金に加入した妻の保険料について、別途さかのぼって納付したと主張しているが、申立人と同様申立期間直後の昭和49年4月以降納付済みとなっていることなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から49年3月まで

私は、区の職員から「今加入すれば未納期間の国民年金保険料を納付することができ、満額の年金を受領することができる」と言われて先に国民年金に加入した夫に勧められ、国民年金に加入し、夫が私の22歳からの保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続をした際にさかのぼって納付した保険料額、納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立人の夫は、申立人より約半月早く国民年金に加入した自身の保険料について、別途さかのぼって納付したとしているが、申立人と同様申立期間直後の昭和49年4月以降納付済みとなっていることなど、夫が申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5790 (事案 3132 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

私は、結婚したときに、年金の知識がある義父から、「国民年金保険料は納める必要がある」と言われた。当時から宝石業をしており、収入がそれなりにあったため、納付できない状況では無く、妻が夫婦二人分を納付していた。前回の申立てで一部の期間が認められたが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻及び妹二人も未納であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号簿に不在と記載があるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時に経済的に余裕があったとし、保険料納付を示す資料として、新たに昭和48年9月の土地購入に係る登記済証を提出したが、当該登記済証は保険料納付を裏付ける資料とは言えず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年12月まで

私の妻は、昭和48年ごろ区役所にて私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の未納を指摘されたので、未納分の保険料約36,000円をさかのぼって納付した。その後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻が申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする昭和48年ごろは特例納付実施期間外であり、それまでの未納期間の保険料をさかのぼってすべて納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、妻は、申立人の国民年金の加入手続、保険料を納付したとする時期に関する記憶が不明確である上、さかのぼって納付したとする金額は、申立期間直後の51年1月から当該払出時期までの保険料を過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年1月まで

私は、申立期間に国民年金をやめた記憶はなく、私か私の妻が国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び妻は、当時の納付方法及び納付金額などの納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人及び申立人の妻は、第2回特例納付により申立期間直前の昭和36年4月から47年4月までの期間の保険料を納付していることが確認できるが、申立期間は、申立人の妻が厚生年金保険に加入していた期間であり、申立人は任意加入適用期間となるため、制度上、保険料を特例納付することはできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年3月まで

私は、会社を退職した後、国民年金と国民健康保険に同時に加入し、国民年金保険料は郵便局等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年2月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する国民年金手帳よりも前に手帳を受領し、所持した記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 23 日から 42 年 12 月 11 日まで
平成 20 年 5 月に、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間の脱退手当金として 4 万 6,685 円支給されていることを知った。
脱退手当金を受給したことに間違いはないが、受給額は 3 万 2,000 円ぐらいであったので、正しい脱退手当金の額を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金を受給したと申し立てており、脱退手当金を受給したことは明らかであるから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、記憶している受給額と年金記録上の支給額が一致しないことを理由に、その差額支給を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、脱退手当金が支給されたか否かを踏まえて脱退手当金の支給の有無に関する記録の訂正の要否を判断するものであり、当該記録に基づいて社会保険庁において支給された脱退手当金の金額の妥当性を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月14日から28年8月7日まで
② 昭和28年8月25日から29年10月5日まで

姉と比べ年金額が少ないと感じたため、弁護士等に相談するとともに、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする時期は出産直前であり、脱退手当金を受給するようなことはなかったため、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和30年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 16 日から 36 年 9 月 1 日まで
平成 20 年 10 月に、ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受け取った覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 9 月 1 日の前後約 2 年以内に資格喪失した者 6 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 11 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年5月1日まで
② 昭和27年5月1日から28年9月1日まで
③ 昭和27年9月11日から36年2月1日まで

65歳の時に、社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年2月1日の前後2年以内に資格喪失した者19名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち16名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和36年4月13日の直前の同年2月25日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ

ない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年5月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成元年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月31日にB社を退社し、A社の代表者に請われて、C社の設立準備のため、同年4月1日にA社に入社したと申し立てている。

そして、B社の元同僚及びA社の元役員の供述から、申立人が、平成元年4月1日からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の元経理事務担当者は、「代表者の紹介で入社したというような通常と異なる入社の場合には、入社日と厚生年金保険への加入日は、ずれていたかもしれない。未加入の月の分の保険料を給与から控除することはない。」と供述している。

また、上記元経理事務担当者は、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険には、一緒に加入させていた。」と供述しているところ、公共職業安定所において、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は平成元年5月21日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

さらに、申立人と同様に、ほかの事業所の設立準備のためにA社に在籍していた従業員は、「A社の代表者は仕事に厳しい人で、事業の見通しが立つまで厚生年金保険に加入させなかったのだと思う。」と供述しているところ、申立人から提出された法人設立届出書には、平成元年4月14日付けでC社が設立された旨が同年5月24日に届け出られており、当該届出と申立人の厚生年金

保険被保険者の資格取得に係る届出は、おおむね同時期に行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 1 月 31 日から 2 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 歯科に理事として勤務していた期間のうち、平成元年 1 月 31 日から 2 年 8 月 1 日までの加入記録が無いとの回答をもらった。同事業所には当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A 歯科において、昭和 62 年 3 月 23 日に厚生年金保険の資格を取得し、平成元年 1 月 31 日に資格を喪失後、2 年 8 月 1 日に同歯科において再度、資格を取得しており、元年 1 月 31 日から 2 年 8 月 1 日までの被保険者記録が無い。

一方、申立人は、「昭和 61 年に B 県に C 歯科という歯科医院を開業した。平成元年 5 月に D 会に会員登録をして、自分が同医院の責任者になった。しかし、同時に A 歯科でも非常勤理事として勤務していた。」と供述している。

また、A 歯科が加入していた E 国民健康保険組合の記録では、申立人が、F 会を退会し B 県に移るため、平成元年 2 月 1 日に国民健康保険組合の第 1 種組合員（事業主）としての被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の A 歯科に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの 3 人は、申立人の申立期間における勤務状況は変則的だったと供述しており、当該 3 人のうちの 1 人は月に 3 日程度の勤務であり、常勤ではなかった旨供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年ごろから 39 年ごろ

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、業務用手袋の縫製工として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の複数の上司の供述から、申立人が、期間は明らかでないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時のA社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、時間給制の工員としてA社で勤務していたとしているところ、当時の上司は、「時間給制の工員は、臨時社員と呼ばれていた。臨時社員から準社員、正社員となり、準社員になったときに社会保険等に加入させていた。」と供述しており、さらに、同社で経理事務を担当していた者は、「昭和 37 年から 38 年ごろは、A社は経営困難で、そのために正社員にできない臨時社員がいた。臨時社員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社B支社には、営業職員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 5 月 1 日から 38 年 6 月 30 日までA社B支社で営業職員として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 36 年 4 月より前の期間に係る登録原簿及び社会保険料徴収台帳は保管していないものの、同社B支社が作成し、保管する 36 年 4 月から 38 年 8 月までの期間に係る登録原簿及び社会保険料徴収台帳に申立人の氏名が見当たらず、36 年 3 月以前に在籍していた営業職員も同年 4 月以降の期間に退職した場合には、登録原簿に必ず記載されるので、申立人は、申立期間に同社B支社に在籍していなかったと回答している。

また、申立人が記憶している上司・同僚は申立人の姉のみであり、その姉は既に亡くなっていることから、社会保険事務所のA社B支社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立期間における健康保険について、申立人は、「C共済組合に夫の被扶養者としてずっと加入しており、A社B支社においては厚生年金保険にのみ加入していた。」と供述しているところ、A社の現在の人事担当者は、健康保険と厚生年金保険には同時に加入させていたはずであると供述していることから、申立人の主張どおり、申立人が夫の被扶養者としてC共済組合に加

入し、組合管掌健康保険に加入していなかったのであれば、申立人は、厚生年金保険にも加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 26 日から 48 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間が未加入である旨の回答をもらった。同社には申立期間も勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、「資料がないため、申立人の在籍を確認できない。」と回答している上、申立人が記憶している元同僚二人の住所を確認できないため、同僚から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A社の当時の総務担当者は、「同社では正社員は全員、入社から退社まで社会保険及び雇用保険に加入しており、退社以外の理由で資格喪失届を提出することはない。」としており、申立人の同社での雇用保険の記録も申立期間は加入していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月から30年1月まで
② 昭和30年4月から同年7月1日まで
③ 昭和32年4月1日から35年9月まで
④ 昭和36年9月から58年7月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①から申立期間④までの加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①当時はA社、申立期間②及び③についてはB社（現在は、C社）申立期間④当時はD社にそれぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人が申立期間①当時、勤務したとするA社は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の従業員や社会保険に関する資料等を保有していないため、申立人の勤務実態及び同社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。」と回答している。

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、従業員12人に申立人の勤務実態等について照会したところ、回答のあった11人全員が申立人を記憶していないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①当時の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除については、申立人は控除されていたはずであるとしているだけで、これを確認できる関連

資料や周辺事情も無い。

2 申立期間②及び③について

申立人が申立期間②及び③当時、勤務していたとするC社は、「当時、在籍していた社員3人に申立人の在籍を確認したが、期間を特定できなかった。」と回答しており、事業主から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

そこで、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、従業員14人に、申立人の勤務実態について照会したところ、回答のあった7人のうち5人が申立人を記憶していたが、当該5人はいずれも「申立人が同社に勤務した期間までは特定できない。」としており、同社の従業員から申立人の勤務期間を確認できない。

さらに、申立期間③のうち、昭和32年4月18日から33年5月20日までは、社会保険庁のオンライン記録により、申立人に別の事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除については、申立人は控除されていたはずとするだけで明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

3 申立期間④について

申立人が申立期間④当時、勤務していたとするD社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、当時のD社の事業主及び同僚等の名前を正確に記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間④のうち、昭和42年1月4日から49年2月28日まで他の事業所に勤務していたことが確認できる。

加えて、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除については、申立人は控除されていたはずとしているだけで明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 10 月 31 日まで

社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与よりも低い額になっているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 14 年 10 月 31 日以降の同年 11 月 15 日付けで、13 年 8 月から 14 年 9 月まで 50 万円が 9 万 8,000 円に遡及^{そきゆう}して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿により、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成 10 年 11 月当時、同社の代表取締役であったことが確認できるとともに、社会保険事務を担当していた同社の取締役は、「当時、経営の悪化により厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所へ数回保険料を納付しに行った記憶がある。また、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に自分、申立人及び弁護士の 3 人で社会保険事務所へ行き手続きをした。」としていることから、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 17 日から同年 11 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も勤務していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、既に死亡しているため申立人の勤務実態を確認できず、申立人の元同僚5人に照会したところ、回答があったのは一人であったがその一人も「申立人の退職日は憶えていない。」としている。

また、申立人は、A社を退職（資格喪失日 昭和 35 年 9 月 17 日）後、1か月から2か月間、実家で農業を手伝い、その後次の会社に就職（厚生年金保険の資格取得日は 35 年 11 月 21 日）したと供述するなど、申立期間当時の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、申立人には明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月から22年4月まで
② 昭和22年5月から23年2月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店に勤務していた申立期間①、C社D工場に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。当該期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人が申立期間①当時勤務していたとするE地区には、厚生年金保険法が適用されていないため、A社B支店は、厚生年金保険の適用事業所とならない上、社会保険事務所が保管している同社本社の厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は記載されていない。

また、A社の事業主は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認できない上、申立人が記憶していた元同僚も同社での厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について

申立人が申立期間②当時に勤務していたとするC社D工場は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している

上、申立人が記憶している同僚1名も特定できないため、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、社会保険事務所の保管しているC社D工場に係る厚生年金保険被保険者名簿から6名の従業員に、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況を照会したが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月から 34 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 31 年 11 月から同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 38 年 11 月 5 日付けの「満 7 年永年勤続表彰状」により、申立人が申立期間当時、A社に勤務したことは推認できるが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、同社における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先のわかる7人の従業員に申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、回答があった3人とも同社の厚生年金保険の取扱いについて記憶しておらず、また、全員、入社から厚生年金保険加入まで期間（3か月から1年）が空いていることが確認できる。

このことから、同社は、当時、従業員が入社した後、期間をおいて厚生年金保険に加入させたと推測され、申立人も入社後2年3か月後の昭和34年2月に厚生年金保険資格を取得したものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月11日から31年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和28年11月11日から臨時工(夜間学生)で勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた申立人に係る「アルバイト退職者名簿」により、申立人が同社B工場に昭和28年11月11日から31年12月15日までは臨時工、同年12月16日からは社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、同社が保管していた申立人に係る「厚生年金管理台帳」に、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和31年2月1日と記載されていることから、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料も控除していなかったはずであると回答している。

また、社会保険事務所の保管するA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶している同僚は、申立人と同様、昭和31年2月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、さらに当時、申立人を含めて臨時工で同社B工場に勤めていた者7人では、二人は31年2月1日以前から厚生年金保険に加入していたが、申立人を含めて5人はいずれも同年2月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる(うち申立人を含めて4人は2月1日以降も臨時工)ことから、当時、同社B工場では、31年2月1日に、夜間学生、臨時工を含めて厚生年金保険に加入させたが、同日以前は全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがわれる。

そのほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 5 月 31 日まで

社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い金額に訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年5月31日以降の同年10月7日付けで、3年10月から4年4月まで59万円が8万円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿により、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成4年10月当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の取締役と二人で社会保険事務所を訪問し、同社の社会保険料の滞納を処理するため、標準報酬月額を引き下げることになったと回答していることから、申立人が同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額について関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 13 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では建築現場担当の取締役として勤務し、社会保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 13 年 9 月 30 日以降の同年 10 月 3 日付けで、11 年 5 月から 12 年 9 月まで 59 万円が 9 万 2,000 円、12 年 10 月から 13 年 8 月まで 50 万円が 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、標準報酬月額の遡及訂正が行われた平成 13 年 10 月当時、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所に保管している滞納処分票により、A社は平成 12 年 4 月以降、社会保険料を滞納していることが確認でき、13 年 2 月 1 日に同社の代表取締役に就任した者は、「社会保険料の滞納処理について社会保険事務所に相談したところ、役員全員の標準報酬月額を遡って減らせば納付額を減らせると言われ、その経緯を前代表取締役と申立人に報告し納得してもらった。」と供述していることから、申立人が同社の取締役として標準報酬月額の減額処理に係る意思決定について責任を有していたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に責任を有しながら、当該処理を有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から8年1月31日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年1月31日以降の同年3月1日に6年2月から同年7月までは53万円から8万円に、同年8月から同年10月までは50万円から8万円に、同年11月から7年12月までは50万円から9万2,000円に遡及して減額訂正処理されている上、8年1月31日付けで申立人の厚生年金保険の被保険者資格が喪失されていることが確認できる。

しかしながら、A社の登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成8年3月1日に同社の代表取締役であったことが確認できる。また、A社の複数の従業員は、同社において社会保険事務手続を行っていたのは代表取締役である申立人であったと供述していることから、申立期間当時、同社において代表取締役であった申立人が標準報酬月額の改定処理に関与しなかったとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、既にA社において厚生年金保険の加入記録が認められる昭和31年5月5日から同年7月25日に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月から31年7月25日まで

A社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の加入記録の無い期間がある。同社には、既に加入記録のある期間（昭和31年5月5日から同年7月25日まで。）も含めて約2年間勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和31年5月5日に被保険者資格を取得し、同年7月25日に資格を喪失しており、申立期間のうち29年8月から31年5月4日までの被保険者記録が無い。

そこで、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められた。

しかしながら、A社は既に破産しており、当時の事業主の所在が不明であることから、申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A社の複数の従業員は、同社では相当期間の試用期間があったと供述しており、試用期間には事業主による給与からの厚生年金保険料の控除は無かったと供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、既にA社において厚生年金保険の加入記録が認められる昭和31年5月5日から同年7月25日に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 6 年 4 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と比べて低い額になっている。同社では代表取締役として勤務していたが、保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 3 月 11 日の後の同年 3 月 23 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、当初 50 万円と記録されていたものがさかのぼって 8 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成 7 年 3 月 23 日に同社の代表取締役であったことが確認できる。また、同社の複数の従業員は、申立人は自ら経理及び給与事務を行っていたと供述しており、加えて、申立人の妻は、「申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があり、標準報酬月額の減額訂正処理の手続きをして保険料を納付したと申立人から言われたことがある。標準報酬月額をさかのぼって訂正したのは、保険料の滞納分を解消するために行ったことである。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理

が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月10日から29年1月23日まで
② 昭和30年1月1日から35年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社C支店）に勤務していた期間のうちの申立期間①及びD社に勤務していた期間のうちの申立期間②の記録が無いとの回答をもらった。いずれの期間もそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間①当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社C支店は、「昭和27年から35年までの期間に係る社員名簿を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。」と回答している。

また、申立人は昭和27年2月10日に入社したと申し立てしているところ、申立人が自分と同時期に入社したと記憶している8人の同僚のうちの1人は、「最初のころは手元といって、石工の見習期間である。一人前になるには5年はかかる。申立人も最初は手元だった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、当該8人の同僚の被保険者資格取得年月日を確認したところ、昭和27年2月から資格取得日までの期間が1年ないし2年程度あることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと申し立てしているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人及び複数の同僚が、昭和30年1月1日にA社のほとんどの従業員が、同社からD社に転籍した旨供述していることから、申立人が、申立期間②当時、D社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所のオンライン記録では、D社は、昭和30年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、30年1月1日から同年3月31日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、D社はその事業を廃止している上、当時の代表者は既に死亡していることから、同社及び当該代表者から、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人及び上記の8人の同僚のうちの1人は、当該8人の同僚も申立人と同様に昭和30年1月1日にA社からD社に転籍した旨供述しているが、社会保険事務所のD社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、当該8人の同僚の被保険者資格取得年月日を確認したところ、同社が適用事業所となった昭和30年4月1日から資格取得日までの期間が1年6か月ないし5年3か月程度あることが確認できる。このことから判断すると、同社では、入社してから相当期間厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと認められる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと申し立てているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 8 年 2 月 29 日まで

社会保険庁の記録では、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 2 月 29 日。以下「全喪日」という。）まで厚生年金保険の被保険者であったことが認められ、全喪日より後の同年 3 月 18 日付けでさかのぼって 6 年 2 月から同年 10 月までの期間に係る標準報酬月額を 15 万円から 8 万円に、同年 11 月から 8 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額を 15 万円から 9 万 2,000 円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時の経営状態は苦しく、社会保険料も滞納していたと思う。社会保険事務関係の手続は自身で行っていた。社会保険事務所の職員に呼び出されたこともある。」と供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 13 年 5 月 30 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額（9万 8,000 円）が、実際に受け取っていた報酬の月額（50 万円くらい）に見合っていないことが分かった。申立期間に係る標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 5 月から 11 年 6 月までは 50 万円、同年 7 月から 13 年 4 月までは 26 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めているA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった13年5月30日より後の同年6月7日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

このことについて、申立人は、A社の当時の経理担当取締役が勝手に届出を行ったとしている。

しかし、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該届出行為に責任を負うべきであり、当該届出行為の結果である上記訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月ごろから 47 年 1 月 17 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及び従業員の供述により、勤務していた期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務したことは推認することができる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料等を保有していないことから、同社における申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないと回答している。

また、B社の事業主は、申立期間当時、従業員の出入りが多かったため、入社当初は臨時社員として採用し、少なくとも3か月以上の試用期間を経てから正社員として取り扱い、正社員となった時から厚生年金保険に加入させていたとしている上、当該試用期間中は厚生年金保険の加入手続を行っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していないと供述している。

さらに、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険の被保険者名簿から、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、同社には上記事業主の供述のとおり試用期間があったと回答している。

そこで、上記従業員の入社日と厚生年金保険の資格取得日を見ると、いずれも入社日より3か月から半年程度経過後、厚生年金保険に加入していることが

確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 42 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、確かに勤務しており、社会保険事務所のコンピューター端末から自分の名前が消去されていると思われるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表者及び従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の代表者は、「同社は、既に解散しており、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は破棄しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができないが、当時の同社では、入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入させる取扱いがあったため、勤務期間が短い従業員については、厚生年金保険に加入させていない。」と供述している。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚に照会したところ、いずれの同僚も申立人のことを記憶していない。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は申立人のことを記憶していたが、勤務期間や厚生年金保険の加入状況については分からないと回答しており、残りの従業員は申立人のことを記憶していない。

さらに、申立人は、「社会保険事務所のコンピューター端末から、申立人を含む4人の従業員の記録が消去された。」と主張しているところ、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録

を照合したが、記録が消去されている従業員を確認することができない上、当該被保険者名簿及びオンライン記録に申立人の氏名は見当たらず、当該被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が消去され欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 45 年 3 月に入社後、56 年 1 月末まで継続して勤務しており、途中で退社した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における上司及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社が保管していた厚生年金保険資格得喪記録台帳、健康保険被保険者資格喪失確認通知書、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、昭和 45 年 10 月 1 日に資格を喪失し、46 年 5 月 1 日に資格を再取得していることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致している上、45 年 11 月 18 日にC健康保険組合の被保険者証を返納していることが確認できる。

また、A社から提出のあった失業保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人は、昭和 45 年 3 月 23 日付け及び 46 年 5 月 1 日付けの 2 回にわたり雇用保険に加入していることが確認できる。

なお、当時の従業員は、「厚生年金保険の加入を希望しない場合には、加入させない取扱いがあったようだ。」と供述しており、事業主は、「失業保険の記録と資格得喪の記録から、申立人の都合により一度社会保険から脱退している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年7月31日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、5年10月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録は、3年11月から4年6月までの期間について、41万円から8万円にさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。なお、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるための手続及び標準報酬月額を引き下げる手続を行ったことについては忘れてしまったと供述している。

しかし、申立人は、「申立期間当時は、会社の経営が厳しく、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」と供述している。

また、申立人は、「会社の実印は、自分が保管していた。」「滞納していた社会保険料の納付について、社会保険事務所の職員と相談したことがある。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 8 月 21 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 9 月 3 日付けで申立人の標準報酬月額の記録は、9 年 12 月について、59 万円から 15 万円に、10 年 1 月から 10 年 7 月までの期間について、20 万円から 15 万円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管していたA社の滞納処分票から、同社は、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

また、当該滞納処分票では、社会保険事務所は、A社の破産申立代理業務を行っていた弁護士から届出等を受理した旨の記載があるが、申立人は、「平成 10 年 8 月に当該弁護士に社会保険関係の届出書類を渡した。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年11月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成6年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年12月20日付けで申立人の標準報酬月額の記録は、5年7月から6年10月までの期間について、30万円から8万円に、さかのぼって訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「当時は、会社の経営が悪化しており、社会保険料を滞納していた。」と供述している。

また、申立人は、「社会保険関係の事務手続は自分が行っていた。」「滞納していた社会保険料を納付するため、社会保険事務所に小切手を持参したが受領されず、社会保険事務所の徴収担当官から調整をしましょうと提案された。」と供述しており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 11 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 11 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年 1 月 28 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録は、9 年 1 月から 11 年 1 月までの期間について、59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時は、会社の経営が厳しく、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」と供述している。

また、申立人は、「社会保険料の滞納について、社会保険事務所へ相談に行ったところ、社会保険事務所の担当者から、社会保険料の滞納を解消する方法として、自分の標準報酬月額を過去にさかのぼって引き下げることが提案され、それに同意した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
A社に昭和 35 年 4 月に入社し、46 年 2 月まで勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の従業員の供述から、申立人が、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社において、申立人と同日の昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員 6 名に対して、それぞれの同社への入社時期等を照会したところ、5 名から回答があり、5 名全員が入社後相当期間（最長：4 年 7 か月、最短：9 か月）経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の 5 名のうち、昭和 35 年ごろに入社した者は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得した 39 年 8 月 1 日までの間に厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述しており、また、37 年 11 月ごろに入社した者は、「入社後、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間に、国民年金に加入していた。」と供述しており、同人が同期間の一部に国民年金保険料を納付していることは、社会保険庁のオンライン記録によっても確認できる。

さらに、A社は、平成 15 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は照会文書の受取りを拒絶しており、取締役は死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間当時における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について、事情を把握することができない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 4 月 1 日から同

年6月1日までの2か月間は適用事業所となっていない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人が厚生年金保険の記号番号を最初に付与された事業所はA社であり、同払出簿には申立人の被保険者資格取得日は昭和39年8月1日と記載されており、これは、厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日と一致している。

なお、申立人は昭和36年ごろから健康保険証を使用して、地元の医院に通院していたと供述しており、申立人は、同医院が作成した申立人が通院していたことを内容とする書類を提出している。しかし、同書類からは申立人が使用していた健康保険証の種類を把握することができないため、同医院の院長に照会したが、当時の資料は保存されておらず、そのため、健康保険の種類を特定することはできず、申立人の厚生年金保険料の控除があったことの手掛かりを得ることはできなかった。また、申立人から、当時使用していたとする健康保険証の色について言及があったことから、申立期間当時の各種健康保険証について把握すべく調査したが、当時の各種健康保険の状況をすべて把握することはできず、申立人が使用していた健康保険証の種類を特定することはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 2 月 24 日まで
代表取締役を務めた A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 20 万円となっており、実際の給与に相当する標準報酬月額と相違している。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていた A 社は、平成 10 年 2 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同年 5 月 25 日を処理日として、8 年 2 月 1 日から 10 年 2 月 24 日までの期間について、59 万円から 20 万円に遡^{そきゅう}及により減額訂正される処理が行われている。

一方、A 社の代表取締役であった申立人は、会社は経営困難に陥り、自分の報酬額を引き下げたことを記憶しているとしており、また、社内の社会保険手続は、申立人の妻であった取締役が担当していたとしているものの、社会保険事務所と滞納保険料の処理について、申立人自身が届出書類の記入の仕方、保険料支払方法を相談したとしている。

さらに、住所の判明した従業員に照会したところ、12 名から回答があり、そのうち 8 名が、会計担当者は申立人の妻であったが、指示については申立人が行っていたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 7 月 31 日まで

代表取締役を務めたA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 30 万円となっている。申立期間当時の給与額は 50 万円くらいであったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 8 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同年 9 月 30 日を処理日として、7 年 7 月から 8 年 6 月までの期間について、50 万円から 30 万円に遡^{そきゅう}及により減額訂正される処理が行われている。

一方、申立人は、A社では申立期間当時、厚生年金保険料の滞納はなかったとしているものの、平成 8 年 11 月*日に裁判所から破産宣告を受けていることが、同社の登記簿謄本から確認でき、申立人から破産申立の手續の委任を受けた弁護士事務所が保管する破産申立時の債権者名簿には、B社会保険事務所の債権額 44 万 8,845 円と記載されていることが確認できる。なお、この債権額は、社会保険庁の記録にある訂正前の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料と訂正後の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料との差額とほぼ一致していることから、申立人の標準報酬月額を減額訂正したことにより、これらの厚生年金保険料を清算したと考えることが妥当である。

また、申立人は、社内の社会保険手續は、申立人の妻であった取締役が行っていたとしているが、同取締役は、減額訂正が行われた平成 8 年 9 月 30 日には、既に同社の事務手續には関与していなかったとしており、また、同社の従業員 2 名は、申立人が同社における全業務の権限を有していたと供述している

ことから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額減額処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 4 月まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚等の供述により、期間は定かではないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の同僚1名は、同社における厚生年金保険の加入について、「本人の意思ではなく、会社の都合で加入させてもらえない人が20名程度いた。」と回答しており、別の同僚1名は、申立人と同じ仕事をしていた従業員が数か月間勤務していたことを記憶しているが、この従業員の厚生年金保険の記録も無いことから、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしてなかった可能性がある。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、申立期間当時の資料は保存しておらず、また、事務担当者は死亡していると供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の申立期間に係る厚生年金被保険者名簿には、健康保険証の番号に欠番は無く、記載に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 4 月 30 日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が当時の給与額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立てに係るA社は平成10年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同年5月6日を処理日として、8年10月から9年9月までは28万円が11万8,000円に、9年10月から同年12月までは30万円が9万2,000円に、10年1月から同年3月までは36万円が9万2,000円に^{そきゅう}遡及により減額訂正される処理が行われている。

一方、申立人は、A社において、資金繰りを含めて経理全般を担当し、社会保険手続も担当していたと供述している上、社会保険料の納付が困難なことから、事業主の代理として、社会保険事務所に厚生年金保険からの脱退について相談に行き、その際、社会保険事務所から標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正について説明を受け、その日のうちに同届出を完了したと回答している。また、申立人は、同社会長から事務を任されていたので、未納保険料が無くなれば良いと判断して、同会長にうかがうことも無く社会保険事務所には一人で行き、預かっていた会社印を使用して自ら届出をしたと供述していることから、申立人は申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意していたものと判断できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理を担当し社会保険事務所に^{そきゅう}遡及した減額訂正の手続を、事業主の代理として自ら行っていることから、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 5 年 1 月 28 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 5 年 1 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同年 1 月 29 日を処理日として、3 年 6 月から 4 年 3 月までは 53 万円が 9 万 8,000 円に^{そきゅう}遡及により減額訂正される処理が行われている。また、同年 4 月以降の標準報酬月額については、同年 11 月 26 日を処理日として、53 万円が 20 万円に訂正処理が行われた後、さらに、5 年 1 月 29 日を処理日として、4 年 4 月から 5 年 12 月までは 20 万円が 9 万 8,000 円に^{そきゅう}遡及により減額訂正される処理が行われている。

一方、A社の社会保険関係事務手続の委託先であった社会保険労務士は、平成 4 年 11 月で契約を解除しており、^{そきゅう}遡及訂正処理には関与していないと供述しており、また、同社の複数の従業員は、申立期間当時、同社の経営状況はよくなく、厚生年金保険料の滞納もあり、^{そきゅう}遡及訂正処理日において社会保険事務手続に関与していたのは申立人以外に考えられないと供述している。

また、申立人は、3 か月程度の厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所に手形を差し出したが、決済できず、A社を厚生年金保険の適用事業所でなくする話をしていたと供述しており、申立人自身が当該減額処理の手続を行ったものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から5年3月24日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成5年3月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同年3月25日を処理日として、3年5月から5年2月までの期間について44万円が11万円に^{そきゅう}遡及により減額訂正される処理が行われている。

一方、A社の代表取締役であった申立人は、資格喪失届は書いた記憶があるが、標準報酬月額の変更に関する届出は書いた記憶が無いとしているものの、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる2年ぐらい前から厚生年金保険料の滞納があり、適用事業所でなくなった時にも滞納保険料があったこと、事業主印は申立人が管理しており、社会保険関係の手続は申立人が行っていたことを供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人自身が当該減額処理の訂正手続を行ったものとするのが自然であることから、申立人はA社の代表取締役として、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 15 年 5 月 12 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 15 年 5 月 12 日付けで、申立人の標準報酬月額は、13 年 5 月から同年 10 月までは 62 万円が 9 万 8,000 円に、同年 11 月から 15 年 4 月までは 30 万円が 9 万 8,000 円にそれぞれ遡^{そきゆう}及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所には、A社に係る滞納処分票が保管されており、申立人は、平成 13 年ごろから経営が悪化し、厚生年金保険料を滞納し、当該社会保険事務所から呼び出しを受けていたことを認めている。

さらに、上記減額の処理が行われた時点では、A社には、申立人のみが在籍していたが、代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 1 日から 12 年 6 月 26 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出た金額と相違していることが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 6 月 26 日付けで、申立人の標準報酬月額は、10 年 6 月から 12 年 5 月までの期間、59 万円が 17 万円に^{そきゅう}遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、同社の経営悪化による資金難のため、社会保険事務所に出向き、滞納保険料の整理について相談した際に、社会保険事務所の担当者から、同社の滞納保険料について、代表取締役として厚生年金保険料滞納の責任を取り、自らの標準報酬月額を減額して補填する必要がある旨の説明を受け、了承したと供述しており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年9月30日より後の同年10月25日付けで、申立人の標準報酬月額は、平成5年4月から同年8月までの期間、28万円が13万4,000円に遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、経営の悪化による資金難により、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、自ら標準報酬月額の減額の届出を行ったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成元年6月1日から8年8月21日まで
②平成8年8月21日から10年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していたことが判明し、また、申立期間②については、加入記録が無いことが判明したので、申立期間①については、標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年8月21日より後の同年9月2日付けで、申立人の標準報酬月額は、元年6月から同年11月までは47万円が8万円に、同年12月から6年10月までは53万円が8万円に、6年11月から8年7月までは59万円が9万2,000円にそれぞれ遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認でき、申立人は、当時は経営が非常に悪く、滞納保険料も約半年分あったため、社会保険事務所に相談したところ、社会保険事務所から、自身の年金で充当するよう勧められ、社員の保険料に充当したと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの

標準報酬月額の特減処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②については、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年8月21日以降の期間であり、申立人から提出のあった8年分給与所得の源泉徴収票、10年9月分給与明細書及び10年度特別区民税・都民税特別徴収税額通知書から、社会保険料の控除が認められない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、平成8年8月21日に被保険者資格を喪失したことが確認できる複数の従業員は、同年8月ごろ同社から、退職しない者は国民年金の加入を勧められたと供述している。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から3年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年12月31日より後の4年2月12日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、元年10月及び同年11月は47万円が20万円に、同年12月から3年11月までは50万円が20万円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、申立期間当時、同社の資金繰りが悪化していた時期であり、滞納保険料の処理までは覚えていないものの、社会保険事務所に赴き、社会保険料の滞納について相談したと供述しており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和55年7月1日から56年3月1日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び同僚の供述から、申立人が申立期間当時同社に勤務していたと認めることができる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録から厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年4月1日からである上、同社の回答では、「保管する労働者名簿から、申立人の勤務は確認できるものの、申立人が在職中当社は社会保険に加入していないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除はしていない。」としている。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚2名のうち1名は、同社で申立期間当時社会保険関係を担当しており、「申立人が申立期間に同社に勤務していたことは記憶しているものの、同社は、申立期間当時厚生年金保険の適用事業所になっていないことから、自分は国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録では、申立期間のうち、昭和55年12月1日から56年2月28日までの加入記録が確認できるところ、申立人から提出された昭和56年分給与所得の源泉徴収票のA社に係る社会保険料は2,080円であることから、当該保険料は雇用保険料であることが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役であったが、一連の処理が行われたのは解雇後であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、申立人がA社を解雇された平成 9 年 10 月 15 日の後の同年 12 月 24 日付けで、3 年 10 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円が 38 万円に、6 年 11 月から 9 年 9 月までの期間は 59 万円が 38 万円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の社会保険事務担当者は、「申立人は、当時、取締役の立場で、申立期間の標準報酬月額を実際の給与より多い額として社会保険事務所に届け出ており、これは、申立人の解雇後に判明したため、同社が社会保険事務所と相談した結果、当該標準報酬月額は、平成 9 年 12 月 24 日付けで、本来あるべき標準報酬月額（38 万円）に減額処理したものである」旨供述しており、社会保険事務所で行われた当該減額処理は合理的なものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当

該減額処理は、A社が、申立人の標準報酬月額を本来の標準報酬月額に訂正するために行った処理であり、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えないことから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 9 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 5 月 31 日の後の同年 6 月 20 日付けで、3 年 3 月及び同年 4 月は 30 万円が 9 万 2,000 円に、同年 5 月から 9 年 4 月までの期間は 20 万円が 9 万 2,000 円に、それぞれ訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時、厚生年金保険料の滞納があったかはどうか分からない」旨供述しているが、A社の従業員は、「退職した月の給与はなかなか振り込まれなかった」、「給与等経理関係は社長である申立人が仕切っていた」旨供述しており、同社の経理関係を担っていた申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与して

いながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 3 月 31 日付けで、7 年 10 月から 9 年 2 月までの期間は 30 万円が 9 万 2,000 円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の従業員は、「経理事務を含め経営全般は申立人が掌握しており、平成 7 年当時、近隣の大型書店の影響で売上げが減少し、店舗の家賃の値上げのため移転を考えざるを得ない状況であった」旨供述している上、申立人は、「9 年 3 月ごろ店舗の家賃が 5 倍に引き上げられ出費がかさみ会社の経営状況が厳しくなる中、厚生年金保険料が滞納となり、社会保険事務所で相談した結果、自身の標準報酬月額を減額することに同意した」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、

申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 3 月 10 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡及して減額処理されている。会社の滞納保険料を個人の標準報酬月額を引き下げて完納としたのは納得できない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 3 月 10 日）の後の平成 9 年 4 月 1 日付けで、7 年 6 月 1 日に遡及^{そきゅう}して標準報酬月額が 9 万 2,000 円に減額処理されている。

一方、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、上記減額処理が行われた当時、保険料を滞納しており、その処理について社会保険事務所から呼出しがあり、相談に行ったところ、滞納保険料を納付する必要がない旨の説明を受けたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 8 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡及して減額処理されている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 6 年 8 月から同年 10 月までの期間は 53 万円、同年 11 月から 7 年 7 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 10 月 1 日）の後の 7 年 10 月 20 日付けで、遡及して平成 6 年 8 月から同年 10 月までの期間は 8 万円、同年 11 月から 7 年 7 月までの期間は 9 万 2,000 円に減額処理されている。

一方、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、上記減額処理が行われた当時、保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当職員から、この関係書類に押印すれば滞納した保険料を納付する義務は無くなるという説明を受け、同意し、関係書類に押印したと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年3月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社（現在は、B社）に学徒動員で勤務していた期間の加入記録が無かった。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年10月以降については、県立C高等学校から提出のあった資料及び同僚の供述により、申立人は勤労働員学徒としてA社に勤務していたことがうかがえるが、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50条(昭和19年5月29日)により、勤労働員学徒は、労働者年金保険(現在は厚生年金保険)の被保険者には該当しないとされている。

また、B社は、当時の資料を保管していないことから、申立人の勤務状況及び保険料控除等について不明であると回答している。

さらに、申立人が勤労働員学徒として一緒に勤務していたと記憶する同級生1名については、勤労働員学徒期間中にA社における厚生年金保険の加入記録が無い上、同人は、勤労働員学徒期間中は給与の支給は無く、保険料控除等のことは分からないと供述している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡の取れた8名全員が、A社における勤労働員学徒の厚生年金保険の取扱いについては不明であると供述しているほか、当該被保険者名簿では、申立期間中に勤労働員学徒として勤務したと思われる同年齢の被保険者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 2 年 7 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の離職日が平成 2 年 7 月 30 日であることが確認できる。

また、B社では、申立期間当時の申立人に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答しながらも、「申立期間当時、当社では、従業員の退職日を雇用保険の離職日として公共職業安定所に対して届け出た。」旨供述している。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人の資格喪失日は、上記により平成 2 年 7 月 31 日であることから、申立人の主張する同年 7 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月1日から同年6月15日まで
②昭和37年2月21日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA社の事業主及び従業員の供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の社会保険事務担当者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、上記事業主は、申立期間①及び②当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないとしながらも、「当時、申立人は、A社には、営業の修行目的で同社の関連会社から転属してきており、また、短期間の在籍であったため、厚生年金保険には加入させていなかったのではないかと思われる。」旨供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①及び②当時並びにその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、申立人と同様に「修行」目的で短期間勤務していた旨供述している者は確認できず、また、申立人の申立期間①及び②

に係る厚生年金保険料の給与からの控除等についても確認することができなかった。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に現場従業員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、退職時に、平均余命等を基に計算された「一時金」を「老齢年金減少の補填」として同社から受領したが、現在、平均余命を超えているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る退職証明書及び社員名簿並びに事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出のあった申立人に係る「社会保険被保険者台帳」では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和32年8月1日であることが確認でき、これは社会保険事務所の記録と一致している。

また、A社では、申立人に厚生年金保険の未加入期間が生じていることについて、「申立期間当時、当社では、現場従業員については、現場ごとに加入又は非加入の判断を行っていたものと思われ、申立人の申立期間については現場で非加入と判断していたのではないかと思われる。」旨回答している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同日の昭和32年8月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた複数の従業員はいずれも、「自分はA社に現場従業員として採用されたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも前に入社している。」旨供述しており、また、これらの従業員が入社したと供述している時期から当該被保険者名簿における厚生年金保険の

被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも8か月ないし11か月となっていることが確認できる。さらに、これらの従業員は、いずれも同社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。これらのことから、同社では、申立期間当時、現場従業員として採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

なお、A社に現場従業員として採用された従業員については、過去に公表された先例では、同社に入社したと供述している時期（昭和27年5月）から厚生年金保険の被保険者資格取得日（38年1月1日）までの期間が10年8か月と長期間となっている者が確認できる。

さらに、申立人は、「退職時に、平均余命等を基に計算された一時金を老齢年金減少の補填としてA社から受領した。」旨供述しているところ、同社では、「補填金は会社の誠意として支給したものであり、会社の事務処理上の誤り（届出漏れ、保険料納付漏れ）を認めて支給したのではなく、また、申立人の給与から厚生年金保険料を控除した事実を確認したため支給したものでない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC県作成の申立人に係る履歴書から、申立人は、申立期間にA事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所で経理及び社会保険事務を担当していた者は、同事業所では臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させず、保険料も給与から控除していなかったと供述している。

また、C県の人事担当者は、同県が保管している「準職員・臨時補助員等取扱要領」及び「臨時的に任用される職員の取扱要領」からは、申立人が厚生年金保険に加入させる必要のある臨時補助員に該当していたか否かは不明であるが、厚生年金保険に加入しない臨時の職員として取り扱われたのかもしれないと供述している。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与額は2万4,000円程度であり、500円ほどの社会保険料額を控除されていたと供述しているが、同給与額をもとに当時の保険料率から保険料額を試算すると、健康保険及び厚生年金保険のみで自己負担額は約1,400円となり、申立人が記憶している保険料額は、同試算額と相違している。

加えて、社会保険事務所が保管しているA事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る健康保険証の番号に欠番は無く、記載に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A所に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同所に勤務していた期間はB会で厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC大学の卒業証書の写し及び同僚の供述から、申立人が、申立期間にA所で勤務していたことは推認できる。

一方、社会保険事務所が保管するB会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人自身が申立期間直後の昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 5 月 1 日までの期間において、同会で厚生年金保険に加入していること、申立人がA所で一緒に勤務していたとして名を挙げた、複数の同僚についても、申立期間中にB会で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間にA所で勤務していた従業員は、B会で厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがわれる。

しかしながら、B会の総務担当者は、同会では、前述の申立人の厚生年金保険の加入記録に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「同資格喪失確認通知書」以外に、申立人の勤務期間に関する資料を保有しておらず、申立期間についての勤務は確認できない旨及び申立期間の厚生年金保険料の控除等については不明である旨の供述をしており、申立期間当時における申立人に関する厚生年金保険の加入状況や保険料控除の有無を確認することはできない。

さらに、A所で勤務していたとされる同僚二人について、その勤務の開始時

期と前述の被保険者名簿の厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、二つの時期の間に4年から5年の開きがあることが確認できた。

このことから、B会では、申立期間のころにA所に勤務していた従業員について、採用後ただちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 2 月 1 日から平成 9 年 12 月 23 日まで
② 平成 11 年 10 月 12 日から 12 年 7 月 27 日まで

A社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、社会保険庁の記録が、報酬から控除されていた保険料に見合う額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間①のうち昭和 57 年 2 月から 60 年 9 月までの期間については 41 万円から 4 万 5,000 円に、同年 10 月から平成元年 11 月までの期間については 47 万円から 6 万 8,000 円に、同年 12 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 8 万円に、同年 11 月から 9 年 5 月までの期間については 59 万円から 9 万 2,000 円に、及び同年 6 月から 11 月までの期間については 50 万円から 9 万 2,000 円に、いずれも 11 年 11 月 16 日付けで、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 7 月 27 日の翌日である同月 28 日付けで、50 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は当該訂正処理が行われた平成 11 年 11 月 16 日及び 12 年 7 月 28 日の時点で、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、A社の資金繰りが悪化し、社会保険料を滞納していた。その滞納保険料を解決するために、管轄社会保険事務所の職員の言うと

おり、自身の標準報酬月額を引き下げる書類にそれぞれ押印した。」と供述していることから、社会保険事務所から申立期間①及び②の標準報酬月額を減額するようとの指導があり、申立人はやむを得ないと考えてそれぞれ同意したと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。